

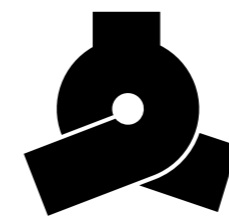
文京区国民保護計画

平成19年3月
(平成29年3月変更)

文京区

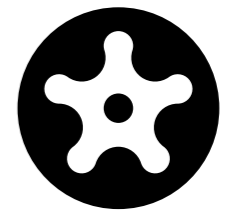
文京区国民保護計画

平成19年3月
(平成29年3月変更)



紋章

文京区



シンボルマーク

目次

第1編 総則

第1章 計画方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び構成	1
第3節 国民保護法の概要	1
第4節 計画の基本的な考え方	4
第5節 計画の体系	5
第6節 文京区国民保護計画の見直し、変更手続	6
第2章 国民保護措置に関する基本方針	7
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
第4章 区の地理的、社会的特徴	16
第5章 文京区国民保護計画が対象とする事態	18
第1節 想定する事態類型	18
第2節 武力攻撃事態	18
第3節 緊急処理事態	20
第4節 NBCを使用した攻撃	21
第5節 緊急処理事態に関する読み替え	22

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等	23
第1節 区における組織・体制の整備	23
第2節 関係機関との連携体制の整備	28
第3節 通信の確保	31
第4節 情報収集・提供等の体制整備	31
第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	36
第6節 研修及び訓練	37
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え	40
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	45
第1節 区における備蓄、調達	45
第2節 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	45
第4章 国民保護に関する啓発	46
第1節 国民保護措置に関する啓発	46
第2節 住民がとるべき行動等に関する啓発	46
第3節 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	47

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	49
第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	49
第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章 区対策本部の設置等	51
第1節 区対策本部の設置	51
第2節 通信の確保	57
第3節 特殊標章等の交付及び管理	58
第3章 関係機関相互の連携	59
第1節 国・都の対策本部との連携	59
第2節 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	59
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	60
第4節 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	60
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
第6節 区が行う応援等	61
第7節 区民防災組織等に対する支援等	61
第8節 住民への協力要請	62
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	63
第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等	64
第1節 警報の伝達等	64
第2節 避難住民の誘導等	67
第6章 救援	80
第1節 救援の実施	80
第2節 関係機関との連携	80
第3節 救援の程度及び方法の基準	80
第4節 救援の内容	81
第7章 安否情報の収集・提供	85
第8章 武力攻撃災害への対処	88
第1節 武力攻撃災害への対処	88
第2節 応急措置等	88
第3節 生活関連等施設等における災害への対処等	94
第4節 N B C 攻撃による災害への対処等	95
第9章 被災情報の収集及び報告	98

第10章 保健衛生の確保その他の措置	100
第1節 保健衛生の確保	100
第2節 廃棄物の処理	100

第11章 国民生活の安定に関する措置	102
第1節 生活関連物資等の価格安定	102
第2節 避難住民等の生活安定等	102
第3節 生活基盤等の確保	102

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	103
第1節 基本的考え方	103
第2節 公共的施設の応急の復旧	103

第2章 武力攻撃災害の復旧	104
----------------------	-----

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	105
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	105
第2節 損失補償及び損害補償	105
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん請求	105

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 初動対応力の強化	109
第1節 危機管理体制の強化	109
第2節 対処マニュアルの整備	110
第3節 発生現場における連携協力のための体制づくり	110
第4節 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	111
第5節 装備・資材の備蓄、調達	111
第6節 訓練等の実施	111
第7節 住民・昼間区民への啓発	111

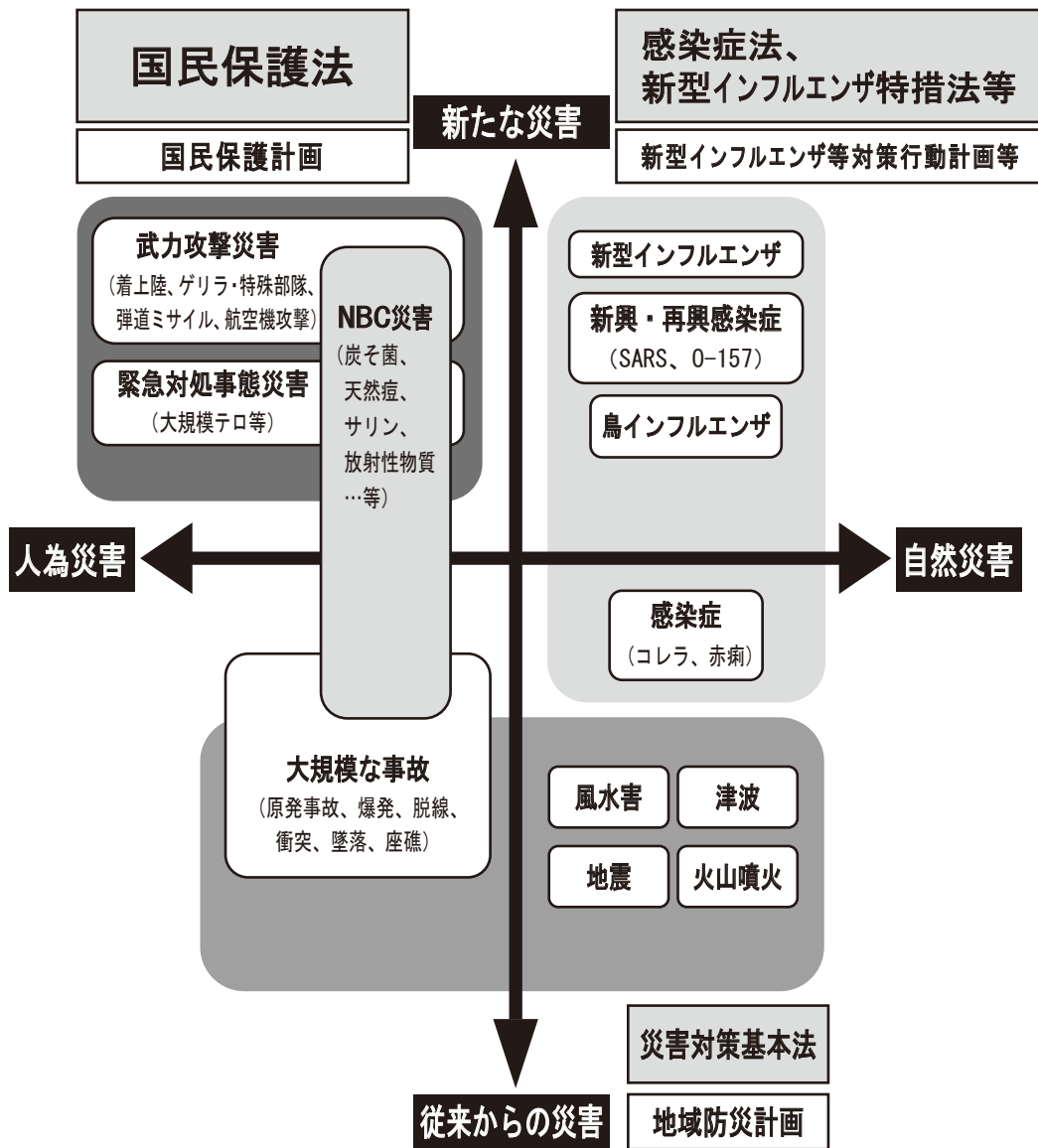
第2章 平時における警戒	112
第1節 危機情報等の把握・活用	112
第2節 危機情報等の共有	112
第3節 警戒対応	112

第3章 発生時の対処	113
第1節 区対策本部の設置指定が行われている場合	113
第2節 区対策本部の設置指定が行われていない場合	113
第3節 区災害対策本部等による対応	114
第4節 区対策本部への移行	115

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	117
第1節 危険物質を有する施設への攻撃	117
第2節 大規模集客施設への攻撃	118
第3節 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	119
第4節 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	120
第5節 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	121
第6節 交通機関を破壊手段とした攻撃	123
 用語集	 125

資料編

《参考：災害の類型と関連法制》



第 1 編 総 則

第 1 章 計画方針

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第 4 章 区の地理的、社会的特徴

第 5 章 文京区国民保護計画が対象とする事態

第1編 総則

第1章 計画方針

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき、区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が策定する計画であって、住民の生命、身体及び財産を保護するため、区は国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 計画の性格及び構成

(1) 計画の性格

この計画は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める計画である。

(2) 計画の構成

文京区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

第3節 国民保護法の概要

(1) 位置づけ

国民保護法は、平成16年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施を目的として整備された法律である。（P2「武力攻撃事態等への対処に関する法制」参照）

【武力攻撃事態等への対処に関する法制】

武力攻撃事態対処法（15年6月）

武力攻撃事態等の対処（武力攻撃の排除・国民保護）に関する基本的事項を規定



国民保護法（16年6月）

住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置などを規定

特定公共施設利用法（16年6月）

特定公共施設等（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の利用を調整するため、国対策本部長は、地方公共団体の長等の意見を聴取した上で、利用指針を策定

米軍行動関連措置法（16年6月）

武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動に伴い国が実施する措置（自衛隊による物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）や地方公共団体等の責務について規定

自衛隊法の一部改正（15年6月）

防衛施設構築に関する規定、関係法律の適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円滑化

自衛隊法の一部改正（16年6月）

災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設

海上輸送規制法（16年6月）

武力攻撃事態等における海上輸送について、外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施

国際人道法違反処罰法（16年6月）

ジュネーブ諸条約等に規定する重大な違反行為のうち、刑法等で対応できない行為（重要文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など）に対する罰則を整備

捕虜取扱法（16年6月）

捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事項を規定

国民保護

武力攻撃排除

(2) 目的

国民保護法は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、国、都、区市町村、関係機関が連携協力し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

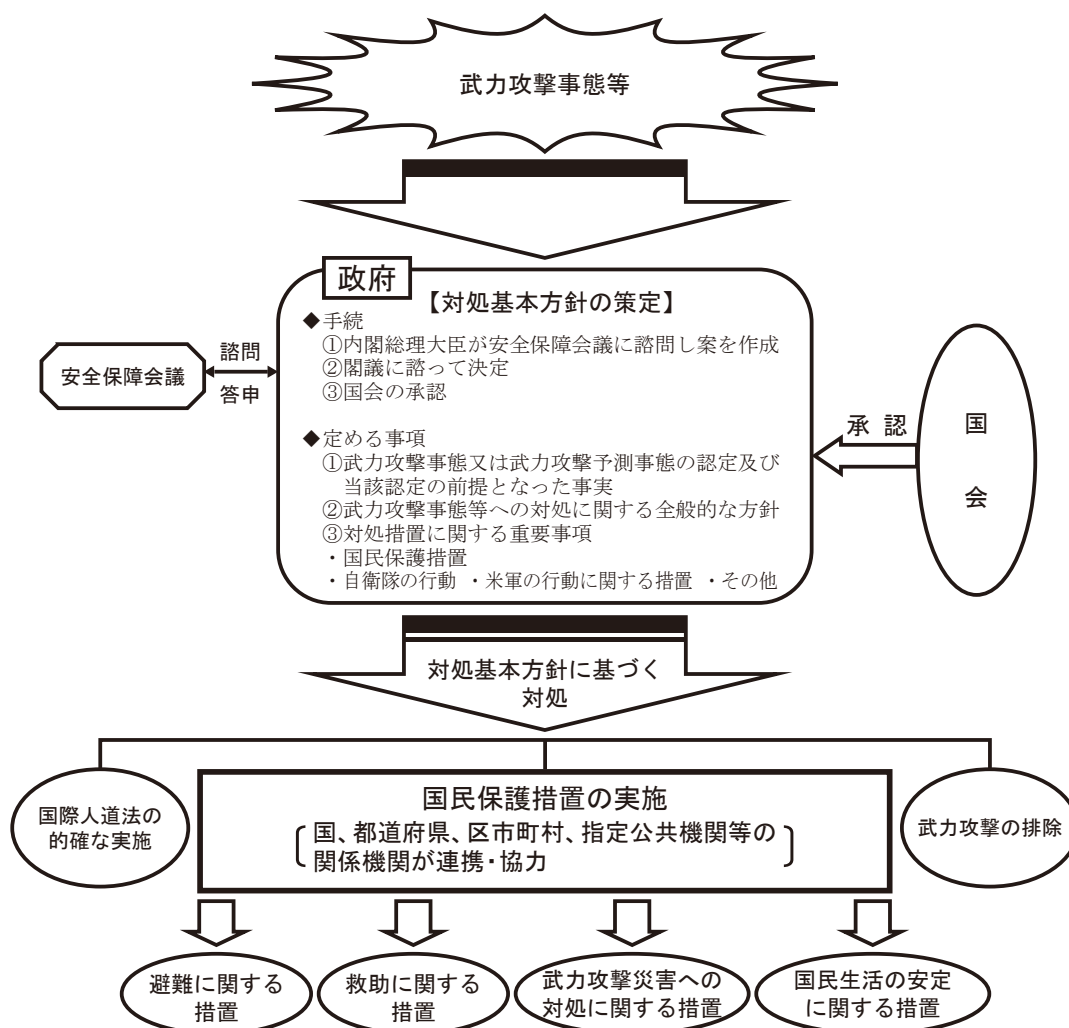
(3) 国民保護措置の実施

武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至った場合、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態等対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。

都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

武力攻撃事態等の発生から国民保護措置実施までの基本的な流れは、下図のとおり

【国民保護措置の実施】



第4節 計画の基本的な考え方

1 事態に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す指針とする

この計画は、「武力攻撃事態等において実施する国民保護措置」、「平素からの備え」に関する大枠を示す指針である。

区は、この計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアルや基準、体制、関係機関との協定等を速やかに整備する。

2 武力攻撃事態等の8類型全体に通じる対処の基本とする

この計画は、武力攻撃事態等として8類型を想定し、それらに通じる対処の基本を示すとともに、事態類型ごとの留意事項を特記したものである。

区は、この計画で定めるところにより国民保護措置を実施することを基本としつつ、状況に応じた臨機応変な対処が不可欠であることに留意し、弾力的な運用を図る。

3 テロへの対処を重視する

この計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

テロに迅速に対処するため、区は、特に、大規模な集客施設の管理者や事態発生時の現地での活動機関との連携協力の強化を図る。

4 区の特長や実効性に配慮する

この計画は、区の特長を踏まえるとともに、実効性の確保に留意し作成した。

今後、国民保護に関する訓練や対処マニュアル等の整備を通じて、さらに実効性の向上を図る。

5 事態認定前の突発的な事態にも対処する

この計画は、突発的にテロ等が起きる場合を想定し、政府による事態認定前における対処についても示す。

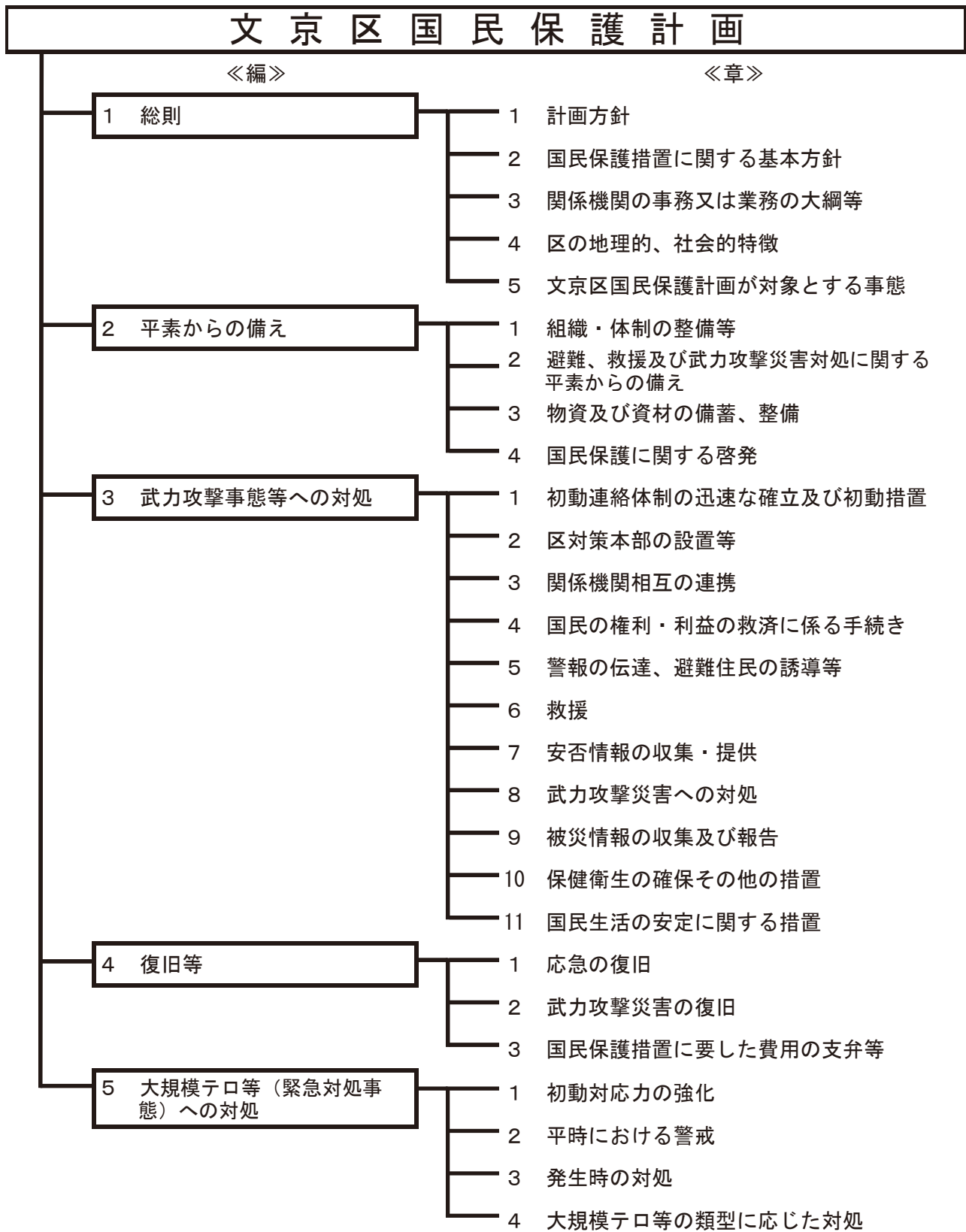
この場合、区は、住民等の生命を守ることを第一義に、災害対策基本法など既存の法制を活用し、住民避難などの措置を迅速に行う。

6 災害対策のしくみを最大限に活用する

この計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「文京区地域防災計画」（以下「防災計画」という。）等により構築された災害対策のしくみを最大限に活用している。

区は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等にあたり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

第5節 計画の体系



第6節 文京区国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 文京区国民保護計画の見直し

文京区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や、新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。文京区国民保護計画の見直しに当たっては、文京区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 文京区国民保護計画の変更手続

文京区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、文京区国民保護協議会に諮問の上、都知事に協議し、区議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、文京区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認める場合は、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、区民防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

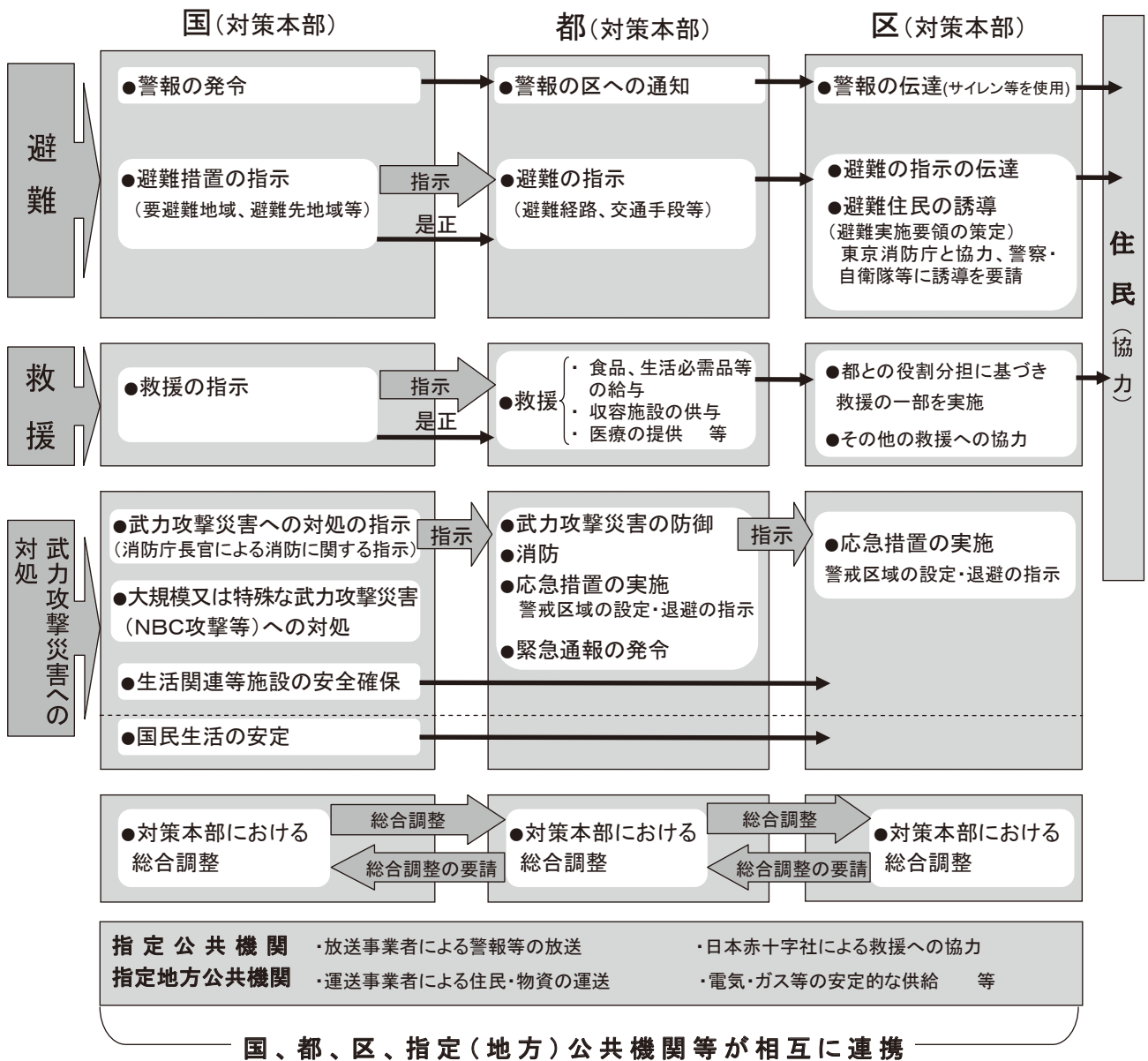
日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



【事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
文 京 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
東 京 都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

※警視庁、東京消防庁、建設局、交通局、水道局、下水道局及び消防団の事務又は業務については、東京都に含まれている。

《関係機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 (東京国道事務所 万世橋出張所)	被災時における河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関する事 こと。
陸上自衛隊 (東部方面総監部 第一普通科連隊)	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施す る国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃 災害への対処、応急復旧など）に関する事 こと。
日本郵便株式会社 (小石川郵便局 ・本郷郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びに日本電信電話(株)等から 委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全 に関する事 こと。 2 災害地における郵便事業災害特別事務取扱いに関する事 こと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
東日本電信電話 株式会社 (東京東)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信・電話施設の建設及び保全に関する事 こと。 2 武力攻撃災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関する 事 こと。 3 その他武力攻撃災害対策に関する事 こと。
東京電力パワーグ リッド株式会社 (大塚支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力設備等の建設及び安全保安に関する事 こと。 2 電力需給に関する事 こと。
東京ガス株式会社 (東部支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置・供給及び製造設備を含む）の安全に関する事 こと。 2 ガスの供給に関する事 こと。
首都高速道路 株式会社 (東京西局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の保全に関する事 こと。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 こと。 3 武力攻撃災害時における緊急交通路の確保に関する事 こと。
東京地下鉄 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全確保に関する事 こと。 2 武力攻撃災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の 輸送の協力に関する事 こと。 3 利用者の救護及び避難誘導に関する事 こと。

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人 東京都医師会 (小石川・文京区)	武力攻撃災害時における医療活動の協力に関する事。
社団法人 東京都歯科医師会 (小石川・文京区)	武力攻撃災害時における歯科医療活動の協力に関する事。
社団法人 東京都薬剤師会 (文京区)	武力攻撃災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関する事。
日本赤十字社 (東京都支部 文京区地区)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における応急救助、武力攻撃災害時の復旧被災者の更生援護に関する事。 2 避難所の収容に関する事。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。
東京都 トラック協会 (文京支部)	武力攻撃災害時における貨物自動車(トラック)による救急物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

《指定地方行政機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京航空交通 管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

《自衛隊》

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用 隊	

《指定公共機関・指定地方公共機関》

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送

機関の名称	事務又は業務の大綱
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の 医療機関	医療の確保
河川管理施設、 道路、港湾、 空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の救急 5 その他の救援
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき地理的、社会的特徴等について示す。

(1) 地形

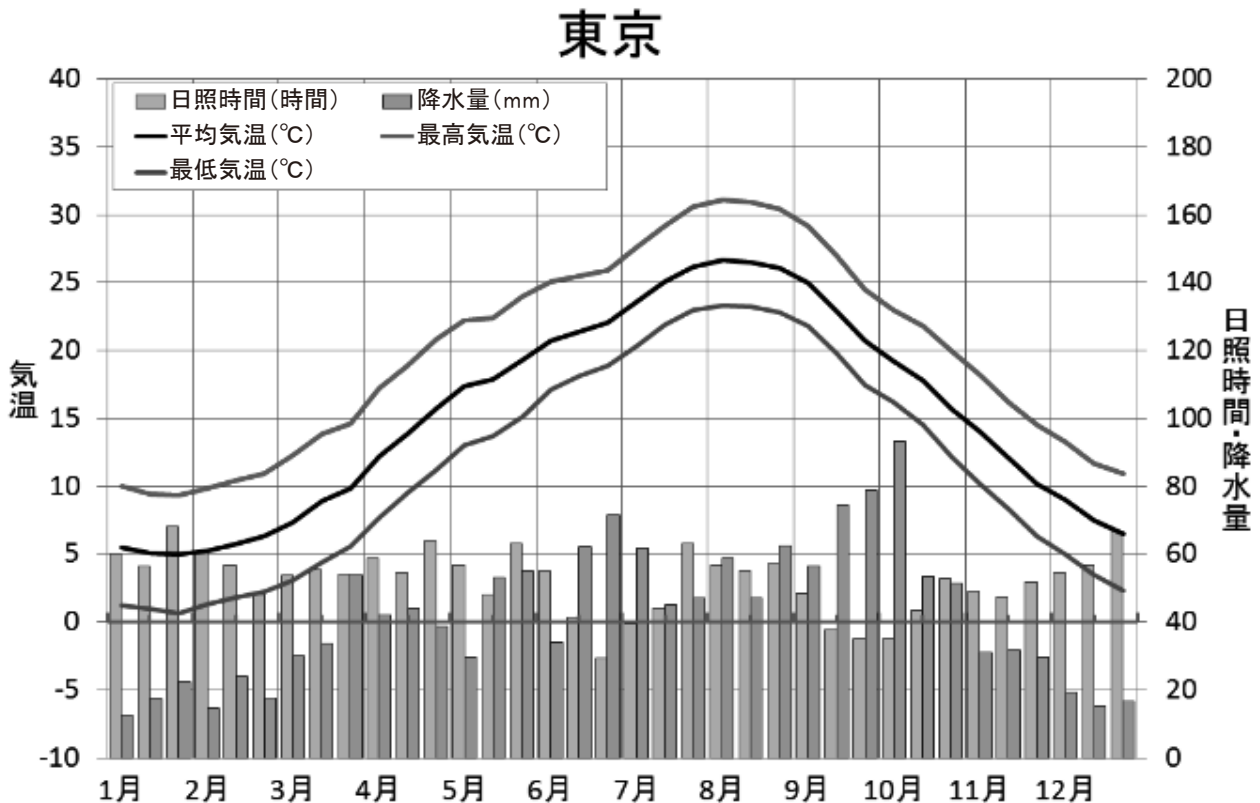
文京区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16.4度で、近年は、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。

降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。



※東京管区气象台が千代田区大手町で観測（1981年～2010年までの30年間の平均値）

(3) 人口

文京区の人口は、219,806人（平成27年国勢調査）、東京の中心部に位置するため、他の区市町村からの通勤・通学者が多く、昼間人口は、345,423人（平成22年国勢調査）と大きく増加する。

区内には、留学生等を含む外国人登録者数9,049人（平成28年10月1日現在）が滞在している。

(4) 道路の位置等

首都高速道5号池袋線、白山通り（国道17号）、春日通り（国道254号）等、区内を環状・放射状に幹線道路が形成されている。

(5) 鉄道の位置等

区内には、地下鉄6路線19駅（丸ノ内線、南北線、有楽町線、千代田線、三田線、大江戸線）の地下鉄網が広がっている。

JRの駅は存在せず、山手線が本駒込六丁目をわずかに通過している。

(6) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。また、区内には、小石川消防署・本郷消防署の2署と小石川消防団・本郷消防団の2団がある。

(7) 住宅

人口と産業の集中による都市の過密化は、都市の安全性について多くの問題を引き起こしている。特に、老朽木造住宅が密集する地域は、同時多発の火災の発生と延焼による被害が拡大する危険性がある。また、木造家屋が密集した地区では、細街路が多く、緊急車両が進入できない場所も見られる。そのため、耐震改修促進事業や市街地再開発事業等を活用し、建築物の不燃化・耐震化を促進してきた。今後とも、細街路の整備やオープンスペースの確保など住環境の改善や防災性の向上を図っていくことが必要である。

また、災害時に火災等の危険性が高い大塚五・六丁目を対象に、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、東京都の「不燃化特区」制度を活用して文京区不燃化推進特定整備事業（不燃化特区事業）を実施している。

(8) 大規模集客施設

区内には、都内でも有数の大規模集客施設であり、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設である東京ドームシティがある。

大規模集客施設等への攻撃は、緊急対処事態の想定される事態類型とされており、危機管理体制の強化のため、連携・協力する。

第5章 文京区国民保護計画が対象とする事態

第1節 想定する事態類型

この計画では、基本指針に基づき、武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型を想定する。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設等への攻撃 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

この計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技大会や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、区内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、都や関係機関と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

※大規模集客施設等とは、ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設をいう。

※武力攻撃やテロ等と併せてサイバーテロが行われた場合、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、住民の生命を脅かす状況も想定される。

第2節 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敵国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は限定され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

	<p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

第3節 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。

2 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 第4節の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

第4節 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は、次のとおり

種別	特徴
■ 核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は、五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明した場合、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

<p>■ 化学兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。
----------------	--

第5節 緊急処理事態に関する読み替え

この計画における「武力攻撃事態等」には、「緊急処理事態」を含み、「緊急処理事態」の場合は、次のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急処理事態の場合
対処基本方針	緊急処理事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急処理事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急処理事態においては準用されない。

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物質等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第4章 国民保護に関する啓発

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1節 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

(1) 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【文京区の各部における業務】

部 名	平 素 の 業 務
企画政策部	<ol style="list-style-type: none">1 報道機関との連絡に関すること。2 国民保護に関する放送の依頼に関すること。3 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること。4 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。
総務部	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護に関する総合調整に関すること。2 国民保護協議会の運営に関すること。3 国民保護計画の見直し・変更に関すること。4 初動体制の整備に関すること。5 職員の参集基準の整備に関すること。6 非常通信体制の整備に関すること。7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、東京都、他区市町村等との連携体制の整備に関すること。8 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること。9 研修、訓練に関すること。10 危機情報等の収集、分析等に関すること。11 特殊標章等の交付、許可に関すること。12 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること。13 避難施設の指定に関すること。14 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。15 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。16 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。17 車両の調達に関すること。18 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。19 避難者の輸送及び避難施設の設営に関すること。20 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関すること。

部 名	平 素 の 業 務
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関する事。 2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関する事。 3 国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。 4 区民施設における警戒等の予防対策に関する事。
アカデミー 推進部	生涯学習・文化施設、スポーツ施設における警戒等の予防対策に関する事。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2 高齢者の救護、安全確保及び支援に関する事。 3 義援金品の受領及び配分に関する事。
子ども家庭部	乳幼児の救護、安全確保及び支援に関する事。
保健衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、保健衛生、救援及び保護に関する事（他の部に属するものを除く）。
都市計画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の防災に関する事。 2 住宅等の建設、補修等のための融資等に関する事。 3 応急仮設住宅等の確保、応急修理及び復旧並びに復旧に関する事。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通行車両確認標章に関する事。 2 河川管理施設の保全に関する事。 3 道路及び橋梁の保全に関する事。 4 水防に関する事。 5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 6 公園の保全に関する事。
資源環境部	廃棄物（し尿を含む）の処理に関する事。
施設管理部	文京シビックセンター及び区施設における警戒等の予防対策に関する事。
会計管理室	現金及び物品の出納及び保管に関する事。

部 名	平 素 の 業 務
監査事務局 選挙管理委員会 事務局 区議会事務局	他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
教育推進部	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文化財の保護に関すること。

※国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については、危機管理室長及び危機管理課長が行う。

【参考】消防署における平素の業務 （都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第五消防方面本部 小石川消防署 本郷消防署	1 消防活動体制の整備に関すること。 2 通信体制の整備に関すること。 3 情報収集・提供体制の整備に関すること。 4 消防団に関すること。 5 装備・資機材の整備に関すること。 6 特殊標章の交付・管理に関すること。(※) 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること。 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること。 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること。 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること。

※東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

(2) 区職員の参集基準等

① 職員の迅速な確保

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

② 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長及び危機管理課・防災課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

③ 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制	参集基準
事態認定無	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		ア 担当課体制	危機管理課・防災課職員が参集
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		イ 緊急事態連絡室体制	区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が参集
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合 ※災害対策基本法上の災害 災害対策基本法第2条第1項後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」		ウ 区災害対策本部体制	全ての区職員が文京シビックセンター又は出先機関等に参集
事態認定有	区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）設置の通知がない場合	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア 担当課体制	危機管理課・防災課職員が参集
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	イ 緊急事態連絡室体制	区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が参集
	区対策本部設置の通知を受けた場合		エ 区対策本部体制	全ての区職員が文京シビックセンター又は出先機関等に参集

※事態認定

政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

④ 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

⑤ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び危機管理課・防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長及び区対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長及び区対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
区対策本部長 (区 長)	副区長	教育長	—
危機管理室長	危機管理課長	防災課長	—
区対策本部員 (部 長)	庶務担当課長 (各部においてあらかじめ定める)	(各部においてあらかじめ定める)	

⑥ 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を文京シビックセンター内に設置できない場合は、被災状況に応じて、区施設の中から指定する。

⑦ 職員の所掌事務

区は、(2)③ア～エの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

※第3編第1章第1節（P49）及び第3編第2章第1節（P52）参照

⑧ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- a 交代要員の確保その他職員の配置
- b 食料、燃料等の備蓄
- c 自家発電設備の確保
- d 仮眠施設等の確保 等

(3) 消防の初動体制の把握等

① 消防署・消防団の初動体制の把握

区は、消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、防災計画における消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び消防署と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続き等

区は、平素から、関係行政機関や外部の専門家等の協力を得て、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、迅速に国民の権利利益の救済に対応するための体制を整備する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第 2 節 関係機関との連携体制の整備

(1) 基本的考え方

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について以下のとおり定める。

① 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【資料 2 - 1 関係機関 資料編 P 5】参照

③ 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、文京区国民保護協議会の部会・幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

④ 武力攻撃の排除措置と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、文京区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、平素から、情報・意見交換を行う。

(2) 都との連携

① 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

② 都との情報共有

警報の内容、避難、救援を行う場合の経路、輸送手段等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 文京区国民保護計画の都への協議

区は、都との文京区国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにする。

⑤ 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

⑥ 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、消防署と緊密な連携を図る。

(3) 近接区市との連携

① 近接区市との連携

区は、近接区市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するととも

に、近接区市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図る。

② 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市等と平素から意見交換を行う。

(4) 指定公共機関等との連携

① 指定公共機関等の連絡先の把握等

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

② 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、小石川・文京区医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

③ 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

④ 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(5) 事業所に対する支援

区は、消防署が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

(6) 区民防災組織・ボランティア団体等に対する支援

① 区民防災組織に対する支援

区は、区民防災組織及び町会等のリーダー等に対する研修等を通じて区民防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、区民防災組織等相互間、消防団及び区との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、区民防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、区民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

② 区民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。また、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用する。

【資料1－2 通信連絡体制 資料編P3】

② 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、ホームページやツイッター等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

③ 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

① 必要な準備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。また、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは区民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、広報車の使用、区民防災組織による伝達など防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

② 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

③ 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）について」）は、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設の例示》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街

- ・大規模（超高層）集合住宅 等

区は、都及び消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

⑥ 民間事業者の協力

区は、都と連携して、住民や昼間の滞在者に対して迅速に警報の内容を伝達し、民間事業者が地域の避難誘導等を主導的に行えるよう、民間事業者に期待される「地域の防災力」を発揮できるような各種の取組みを推進する。その際、事業者の取組みをPRすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報収集のための体制整備

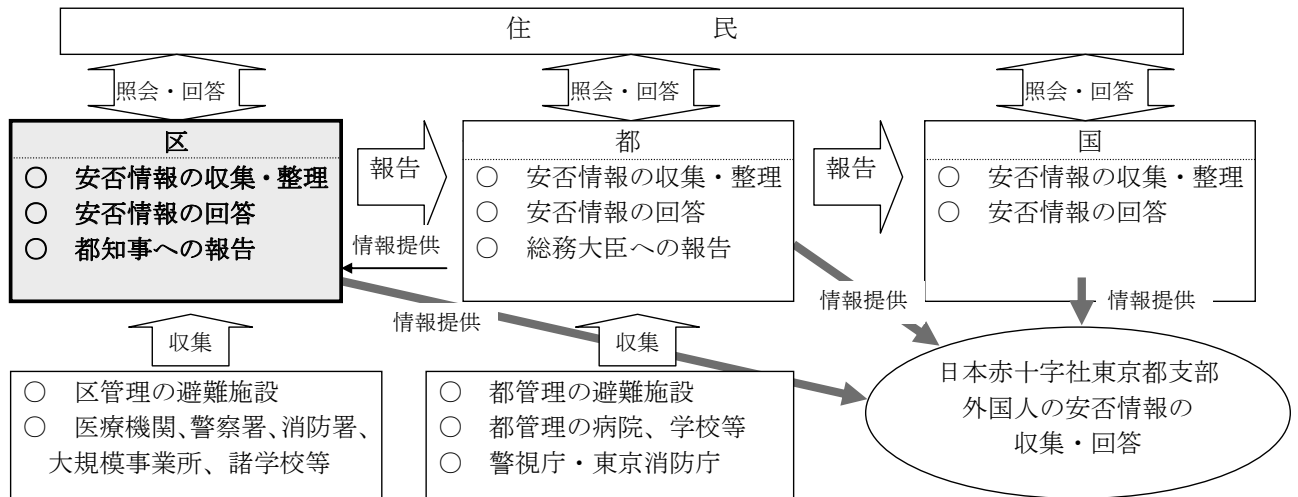
区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号を含む。）
⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷や疾病の有無
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者への回答の希望
⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



② 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区市町村が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
 - ・ 区 …………… 区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・ 都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

③ 住民等への周知

区は、都と連携して、住民等に対して、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう周知する。

(4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

① 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報（次頁参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》

【資料 1－3 被災情報の収集報告系統（無線系統図） 資料編 P 4】参照

② 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第 5 節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、特殊標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条第 3 項に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条第 3 項に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

【資料 4－2 特殊標章及び身分証明書 資料編 P 29】参照

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

裏面

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(身分証明書のひな型)

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

【資料4-1 特殊標章等交付要綱 資料編P20】参照

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6節 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

(1) 研修

① 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員や区民防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイ

ト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

③ 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

(2) 訓練

① 区における訓練の実施

区は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図り、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

訓練の実施に当たっては、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加や近隣区市町村、都、国等関係機関との協働を図っていく。

② 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

③ 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目が多々あるため、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 区は、町会等の区民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 区は、都及び消防署と協力し、大規模集客施設（劇場、大規模な商業施設等）、

学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

カ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

(1) 避難に関する基本的事項

① 都との連携の確保

区は、都の行う避難の指示について、迅速に避難誘導ができるよう避難経路、交通手段等に関して、意見交換を行う等緊密な連携を確保する。

② 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

③ 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

④ 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、対策本部国民保護福祉部と対策本部避難・誘導部が連携し、迅速かつ的確に実施する。

⑤ 事業者の協力確保

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れ等について、その協力の確保に努める。

⑥ 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

⑦ 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

(2) 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(3) 救援に関する基本的事項

① 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

② 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

③ 避難所運営

区は、区が運営する避難所において、区の防災行動マニュアルや都が示す運営マニュアルの指針を活用して避難所の運営を行う。

(4) 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

① 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区の区域内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- イ 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

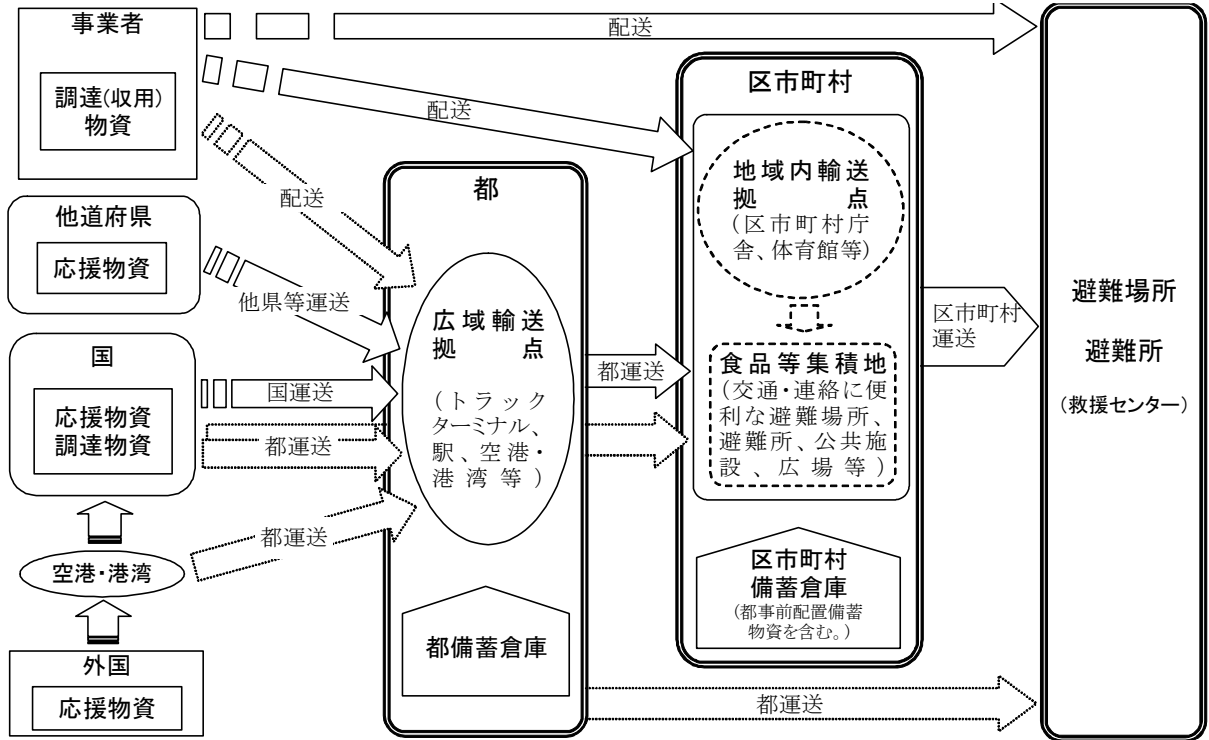
② 輸送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

※防災計画においては、車両に不足が生じた場合、「災害応急対策用貨物自動車供給協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達することとしている。また、平成

8年3月、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部との間に「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結し、車両の確保を図っている。

《緊急物資等の配送の概要》



(5) 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区分	用途	施設（例示）
避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース※ ・地下街※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設 等

区 分	用 途	施 設 (例示)
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 生活関連等施設の把握等

① 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

② 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第1節 区における備蓄、調達

区が備蓄、調達及び整備する国民保護措置の実施に必要と想定される物資及び資材について、以下のとおり定める。

(1) 防災のための備蓄・調達の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要と想定される物資及び資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄、調達とを相互に兼ねる。また、各団体との防災協定を活用して物資及び資材の確保を図る。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要と想定される物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要と想定される物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等を踏まえ、備蓄、調達に努める。

※【国民保護措置のために必要と想定される物資及び資材の一例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

※国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要と想定される物資及び資材の備蓄、調達及び整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要と想定される物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を都と連携して整備する。

第2節 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

第1節 国民保護措置に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限とするためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、住民向けの研修会、講演会等を実施する。高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と連携の上、区民防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難せざるをえない住民の受入れなどの協力について、区内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、区立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3節 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第2章 区対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等

第6章 救援

第7章 安否情報の収集・提供

第8章 武力攻撃災害への対処

第9章 被災情報の収集及び報告

第10章 保健衛生の確保その他の措置

第11章 国民生活の安定に関する措置

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

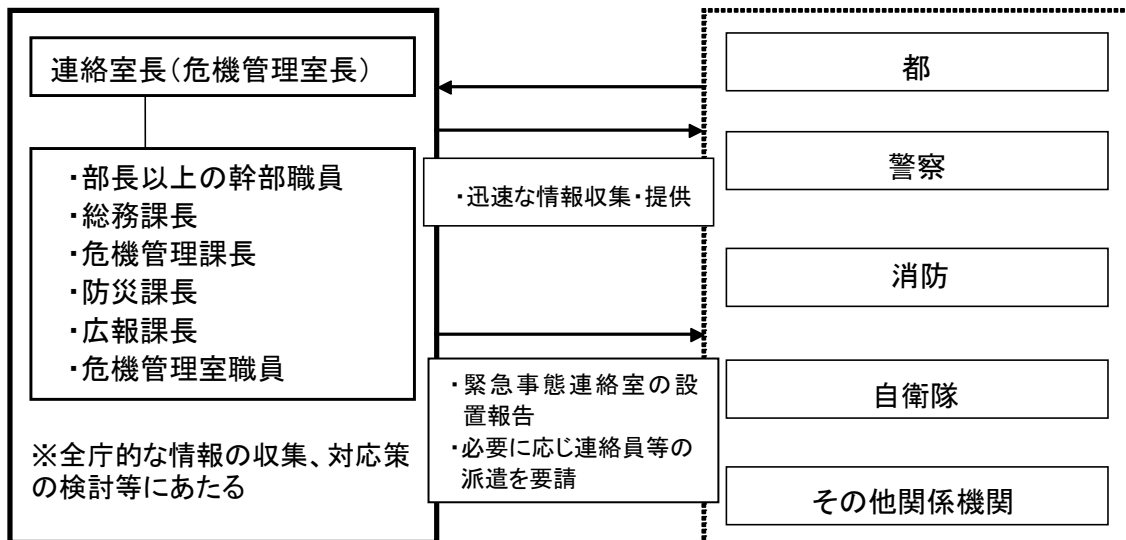
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合等においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【区緊急事態連絡室の構成等】



※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。

- ② 緊急事態連絡室は、警察署、消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、

都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 区は、区対策本部の設置指定前であっても、原因不明の事案が発生し、その被害の様子が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、必要な措置を行う。

(2) 初動措置の確保

- ① 区は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。
- ② 区は、警察官が警察官職務執行法に基づき行う、避難の指示、警戒区域の設定等や、消防吏員が消防法に基づき行う、火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合において、区長が必要があると認める場合は、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認める場合は、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知・連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、区に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区の区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1節 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、以下の手順により行う。

- ① 区対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知
区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知を受ける。
- ② 区長による区対策本部の設置
指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。（前述））。
- ③ 区対策本部員及び区対策本部職員への参集
区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 区対策本部の開設
区対策本部担当者は、文京シビックセンター防災センターに区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。
区長は、区対策本部を設置した場合は、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。
- ⑤ 交代要員等の確保
区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を文京シビックセンター内に設置できない場合は、文京スポーツセンター内に必要な機材及び設備等を整備し、区対策本部を設置する。
また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 区対策本部を設置すべき区市町村の指定の要請等

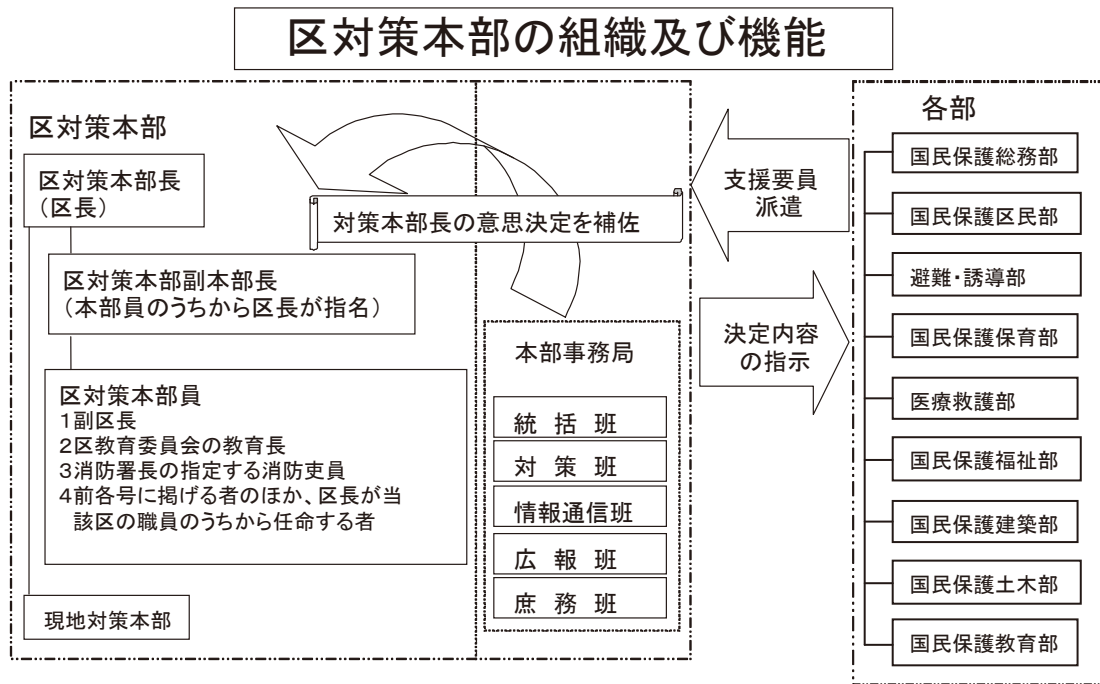
区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区市町村の指定が行われていない場合

において、区の区域における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおり

【区対策本部の組織構成及び各組織の機能】



区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する（区対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【資料 1 - 1 区対策本部の構成 資料編 P 1】 参照

【本部事務局の業務】

班名	分掌事務
統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた区対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 区対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区が行う国民保護措置に関する調整 2 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 3 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

班名	分掌事務
情報通信班	1 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 2 区対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 3 通信回線や通信機器の確保
広報班	被災状況や区対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	1 区対策本部員や区対策本部職員のローテーション管理 2 区対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【各部の業務】

部名等	分掌事務
国民保護 総務部	1 他の部との連絡及び調整に関すること。 2 特殊標章等の交付、許可に関すること。 3 国民保護関係予算その他財務に関すること。 4 現金及び物品の出納及び保管に関すること。 5 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。 7 文京シビックセンターの防災及び維持管理に関すること。 8 文京シビックセンターの被害調査に関すること。 9 区有施設の被害調査の統括に関すること。 10 他の部に属さないこと。
国民保護 区民部	1 各種民間団体等との連絡及び調整に関すること。 2 り災証明の発行に関すること。 3 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握及び報告に関すること。 4 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 6 災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。 7 住民登録の管理に関すること。 8 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。 9 救援物資及び食糧の調達、受入れ、保管及び配分に関すること。 10 義援金品等の受領に関すること。 11 食品及び生活用品の配付に関すること。 12 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。 13 被災地の環境整備に関すること。 14 ごみ、し尿等の処理に関すること。

部名等	分 掌 事 務
避難・誘導部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理並びに避難住民の誘導及び収容に関すること。 2 避難所の環境衛生に関すること。 3 被災者の安否等の情報収集に関すること。 4 児童施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。 7 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。 8 学校教育施設の再開準備に関すること。
国民保護 保育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 園児等の避難に関すること。 3 被災した園児等の救援に関すること。 4 保育所等の再開準備に関すること。
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。 5 防疫及び衛生監視に関すること。 6 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること。 7 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。 8 食品等の衛生に関すること。 9 飲料水の検査に関すること。 10 避難所の衛生管理に関すること。 11 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 12 死体の身元確認に関すること。
国民保護 福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2 応急仮設住宅の設置及び運営管理に関すること。 3 生活必需品等の支給に関すること。 4 義援金品の配分に関すること。 5 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助金に関すること。 6 社会福祉団体との連絡に関すること。 7 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 8 被災者の実態調査に関すること。 9 生活困窮者の保護及び援助に関すること。 10 行方不明者等の捜索及び収容に関すること。 11 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

部名等	分 掌 事 務
国民保護 建築部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。 2 応急危険度判定に関すること。 3 建築被害判定調査に関すること。 4 応急仮設住宅の設置及び運営管理に関すること。 5 建築ボランティアの受入れに関すること。 6 崖及び擁壁の応急対策に関すること。
国民保護 土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。 2 水防に係る業務に関すること。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の被害状況調査及び維持に関すること。 4 緊急道路における障害物除去及び応急の補修に関すること。 5 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関すること。 6 飲料水の配送に関すること。 7 交通安全施設の点検及び被害調査に関すること。 8 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。 9 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。 10 がれきの処理に関すること。
国民保護 教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の避難所開設に当たっての連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 5 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関する こと。 6 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。

【参考】武力攻撃事態等における消防署の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分 掌 事 務
東京消防庁 第五消防方面本部 小石川消防署 本郷消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(4) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時かつ適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整

備する。

【区対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、区ホームページ、フェイスブック及びツイッター等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

(5) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認める場合は、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、被災現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、区の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 区の区域における国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認める場合は、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、区対策本部長は、特に必要があると認める場合は、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認める場合は、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求める。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区市町村の指定の解除の通知を受けた場合は、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネ

ット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3節 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 区長

- ア 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携・協力

区は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・都と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

※国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

第2節 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区長は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認める場合は、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める場合は、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われる場合は、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

第4節 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 区長は、必要があると認める場合は、応援を求める理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ防災相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認める場合は、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 区は、国民保護措置の実施のため必要がある場合は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要がある場合は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 区は、(1)の要請を行う場合は、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要がある場合は、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6節 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、区での活動状況等により、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、また、区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、区での活動状況等により、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 区民防災組織等に対する支援等

(1) 区民防災組織等に対する支援

区は、区民防災組織による警報の内容の伝達、区民防災組織や町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、区民防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保し、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力して、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの

生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め、その技能・ノウハウ等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、保管等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書等について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等

第1節 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達・通知

① 警報の内容の伝達等

区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、町会等、社会福祉協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

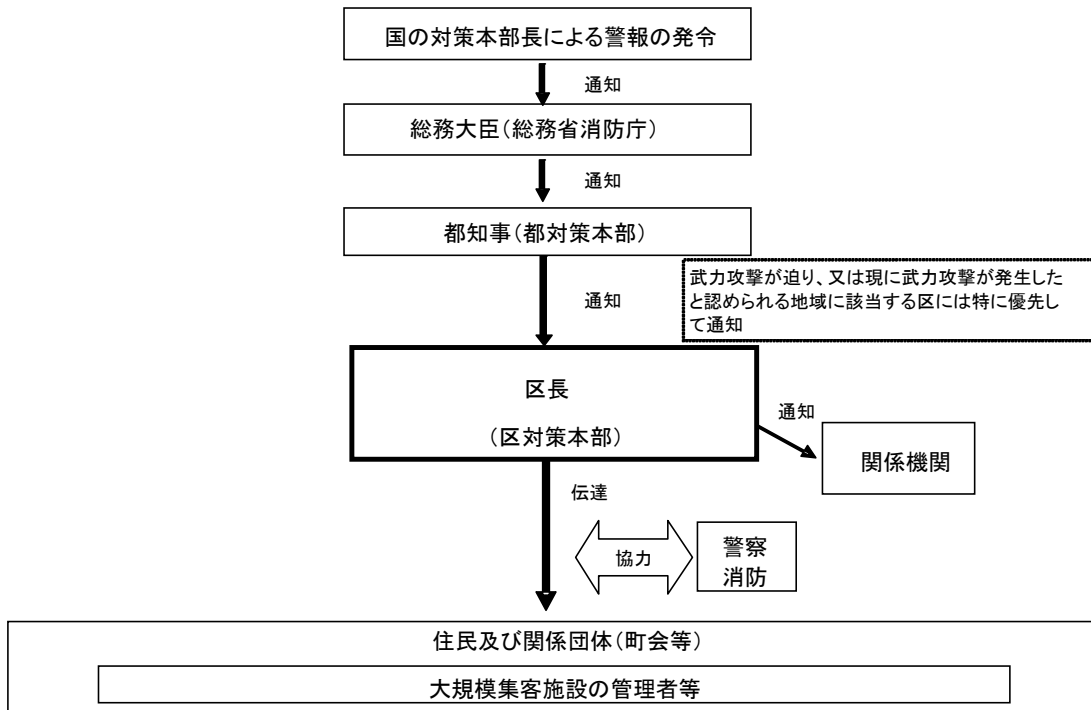
区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

② 警報の内容の通知

区は、関係機関に対し、警報の内容を通知する。

区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり



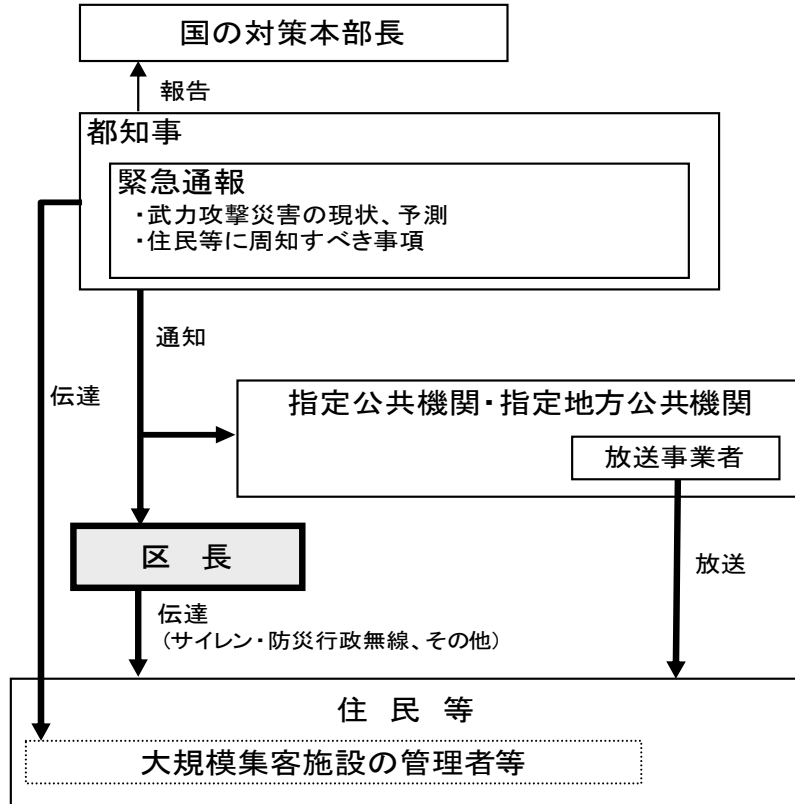
(2) 警報の内容の伝達方法

- ① 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に文京区が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に文京区が含まれない場合
原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、区民防災組織による各世帯等への伝達、町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ② 区長は、警報の内容の伝達に当たり、消防署の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
また、区は、交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。
- ③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、要配慮者について、防災・福祉関係職員との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- ④ 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》



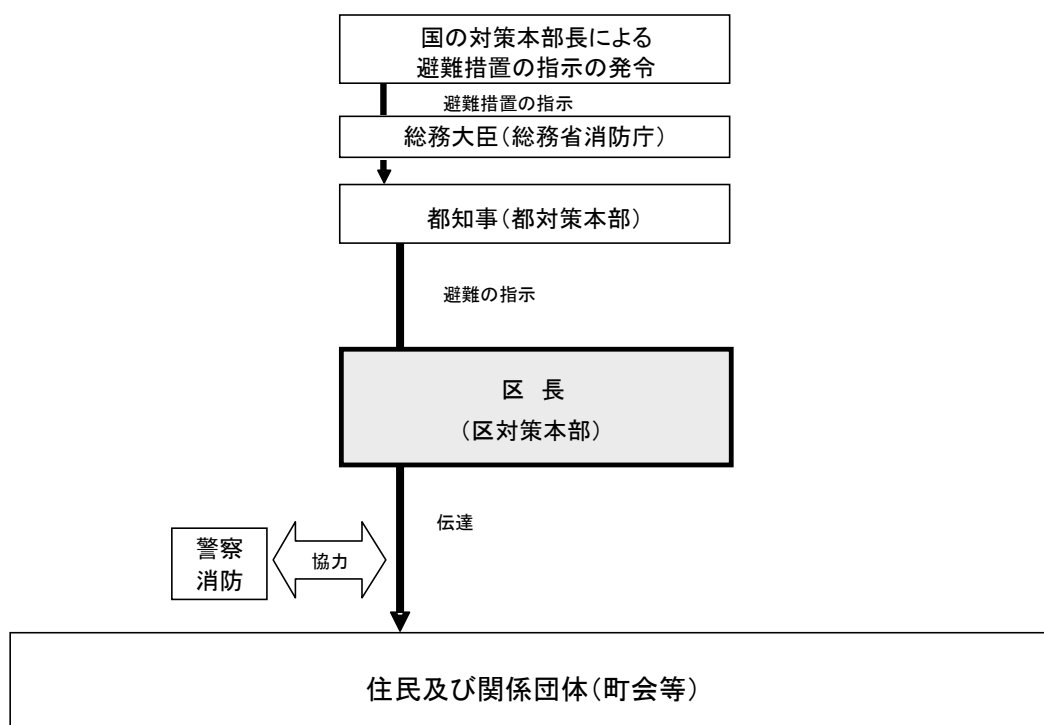
第2節 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。区が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の伝達

- ① 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※避難の指示の流れについては、下図のとおり



(2) 避難実施要領の策定

- ① 避難実施要領の策定
区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう、その迅速な作成に

留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

② 避難実施要領に記載する項目

区長は、下記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則として、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

※【避難実施要領に定める事項】

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項（法定事項）

- ・ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・ 避難先
- ・ 一時集合場所及び集合方法
- ・ 集合時間
- ・ 集合に当たっての留意事項
- ・ 避難の手段及び避難の経路

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項（法定事項）

- ・ 区職員の配置等
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・ 避難誘導中の食料等の支援
- ・ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

ウ その他避難の実施に関し必要な事項（法定事項）

- ・ 要避難地域における残留者の確認
- ・ 避難住民の携行品、服装

③ 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）

- (都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領のパターン例】

文京区長
○月○日現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

文京区における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 文京区○○地区の住民は、○○区の○○地区にある○○区立○○区立○○高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス、鉄道、その他）

- ・バスの場合：文京区○○地区の住民は、文京区立○○小学校グラウンドに集合する際、○日○時を目途に、できるだけ町会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、○○区立○○高校体育館に避難する。
- ・鉄道の場合：文京区○○地区の住民は、○○鉄道○○線○○駅前広場に集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ町会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○日○時発○○区○○駅行きの電車で避難する。○○区○○駅到着後は、○○区職員及び文京区職員の誘導に従って、主に徒歩で○○区立○○高校体育館に避難する。

- (2) 文京区○○地区の住民は、○○区の○○地区にある○○区立○○区立○○高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

…以下略…

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、区職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・区対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

区で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）。

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要するものに対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、町会など地域住民にも福祉関係者との連携の下、区職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

文京区対策本部 担当 △山○男
 TEL 03-5803-×××× (内線××××)
 FAX 03-5803-××××

…以下略…

④ 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

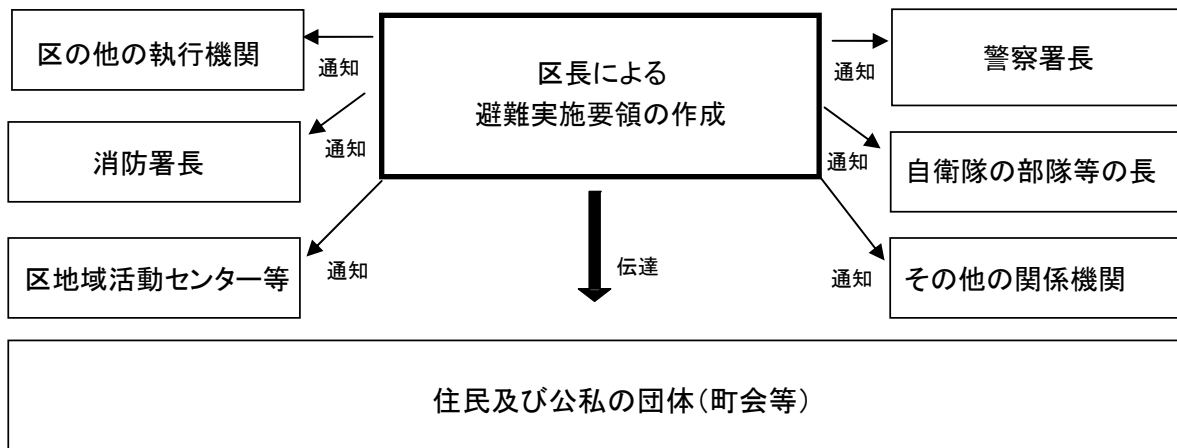
この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

⑤ 避難実施要領の内容の伝達・通知等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区内の消防署長、警察署長、自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難住民の誘導

① 区による避難住民の誘導

区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して、避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、区は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行する。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

② 消防署との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認める場合は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

④ 区民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、区民防災組織や町会等の地域においてリ

ーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時かつ適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、対策本部国民保護福祉部及び対策本部避難・誘導部は、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

⑦ 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑧ 避難場所の運営

区は、原則として、区内に所在する避難場所を運営する。

⑨ 避難所等における安全確保等

区は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行う。また、警察署と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

⑩ 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

【資料3-2 動物の保護等に関する通知 資料編P12】参照

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑪ 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行った場合は、警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑫ 都に対する要請等

区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、東京DMA T等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があった場合は、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など区のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

⑬ 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

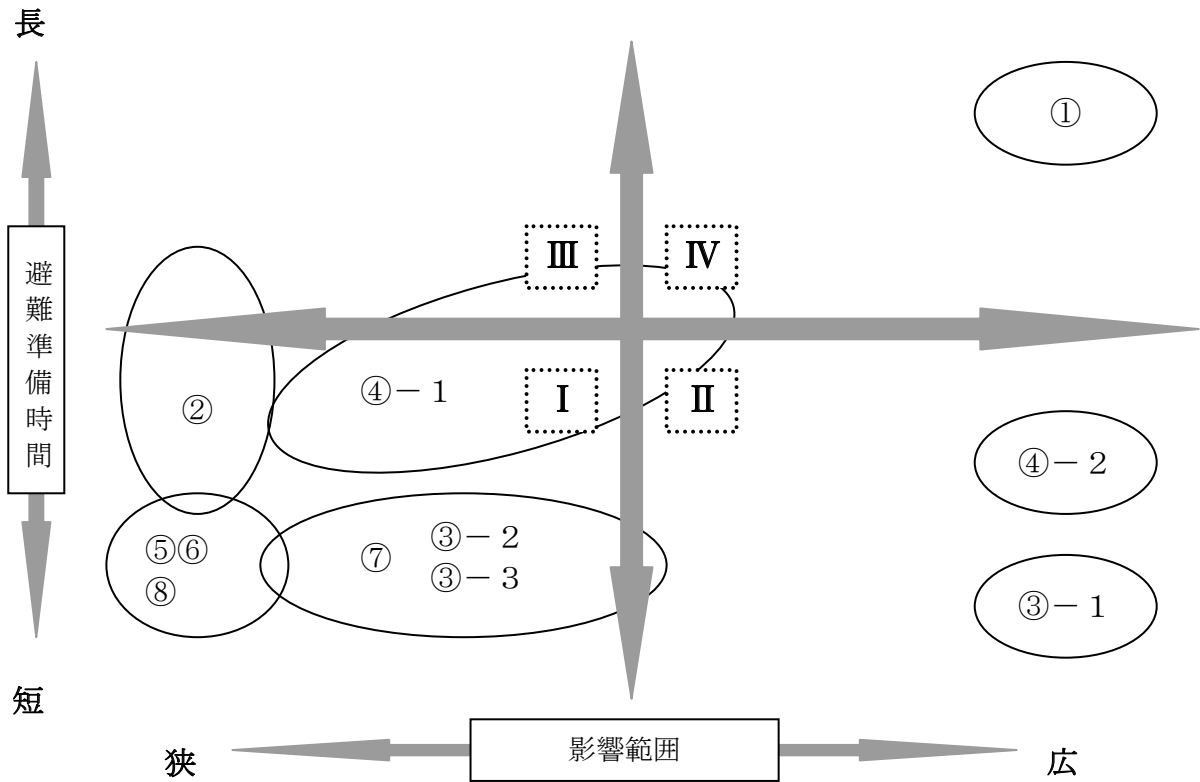
区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認める場合は、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

⑭ 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 想定される避難の形態と区による誘導

《事態類型と避難パターンとの関係》



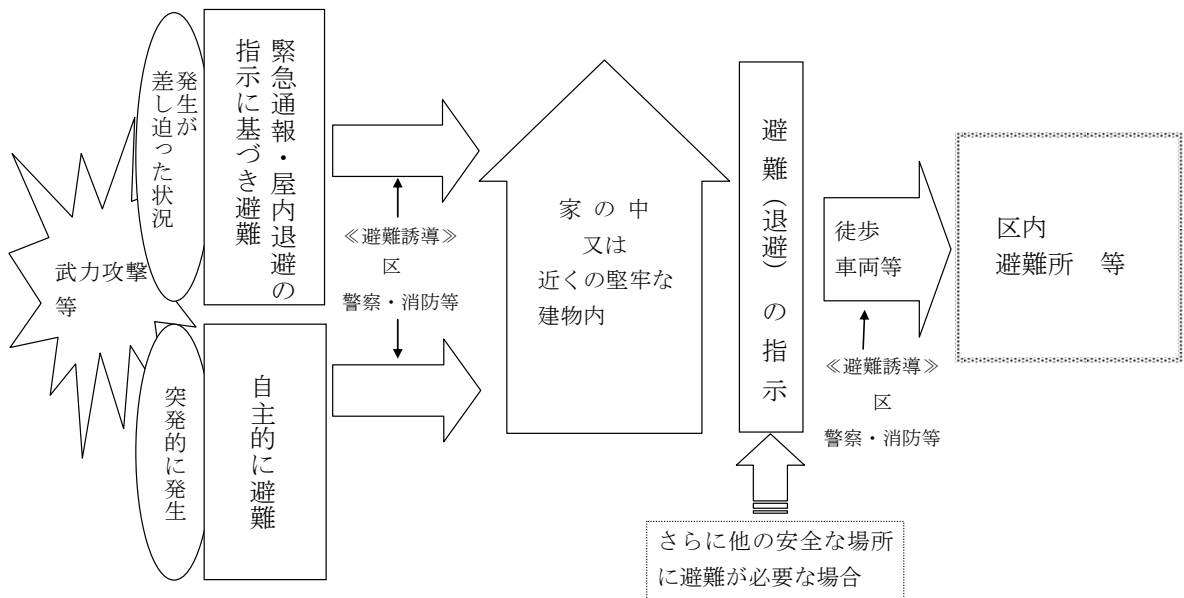
<p>武力攻撃事態</p>	<p>① → 着上陸侵攻 ② → ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③-1 → 弾道ミサイル攻撃（核弾頭） ③-2 → 弾道ミサイル攻撃（BC弾頭） ③-3 → 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭） ④-1 → 航空攻撃（通常爆弾等） ④-2 → 航空攻撃（核弾頭）</p>
<p>緊急処理事態 （大規模なテロ等）</p>	<p>⑤ → 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ → 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ → 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ → 交通機関を破壊手段とした攻撃</p>

<p>I</p>	<p>直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難</p>
<p>II</p>	<p>直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難</p>
<p>III</p>	<p>計画的に同一区市町村等の避難場所に避難</p>
<p>IV</p>	<p>計画的に他区市町村の避難場所に避難</p>

① 突発的かつ局地的な事態の場合
ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

・ゲリラ・特殊部隊による攻撃において、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

・避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を

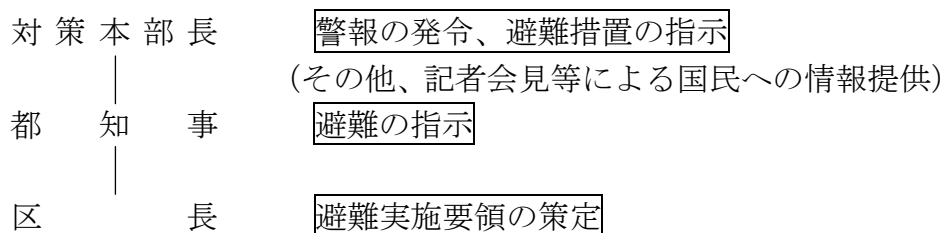
設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の最小化が重要である。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害地域・被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- a 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示する。



- b 実際に弾道ミサイルが発射された場合は、対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

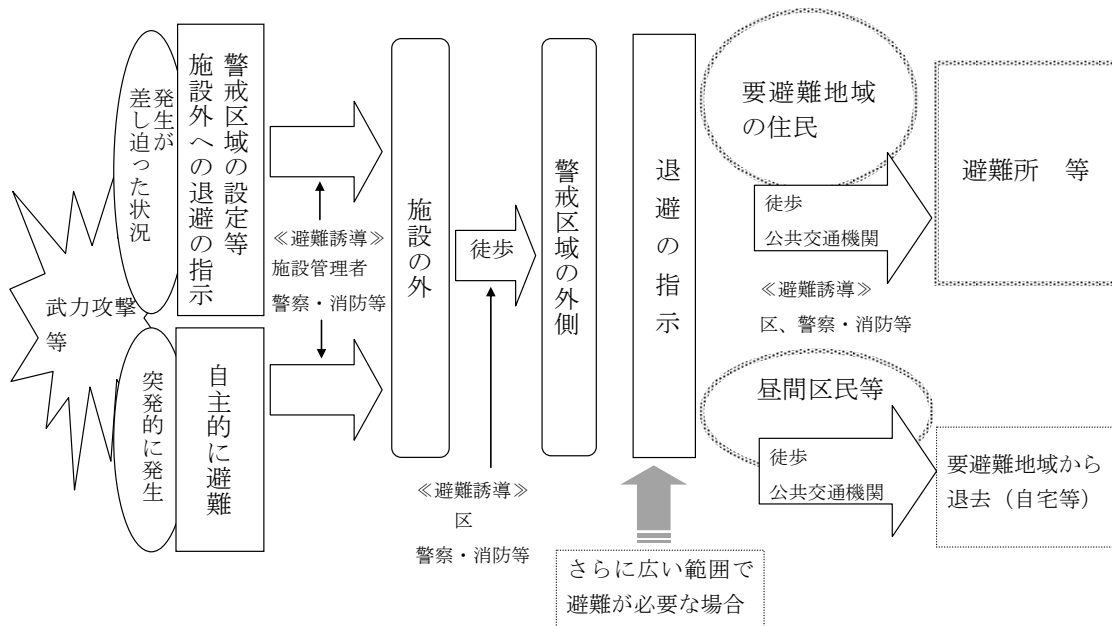
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、警戒区域外・避難所等まで誘導する。



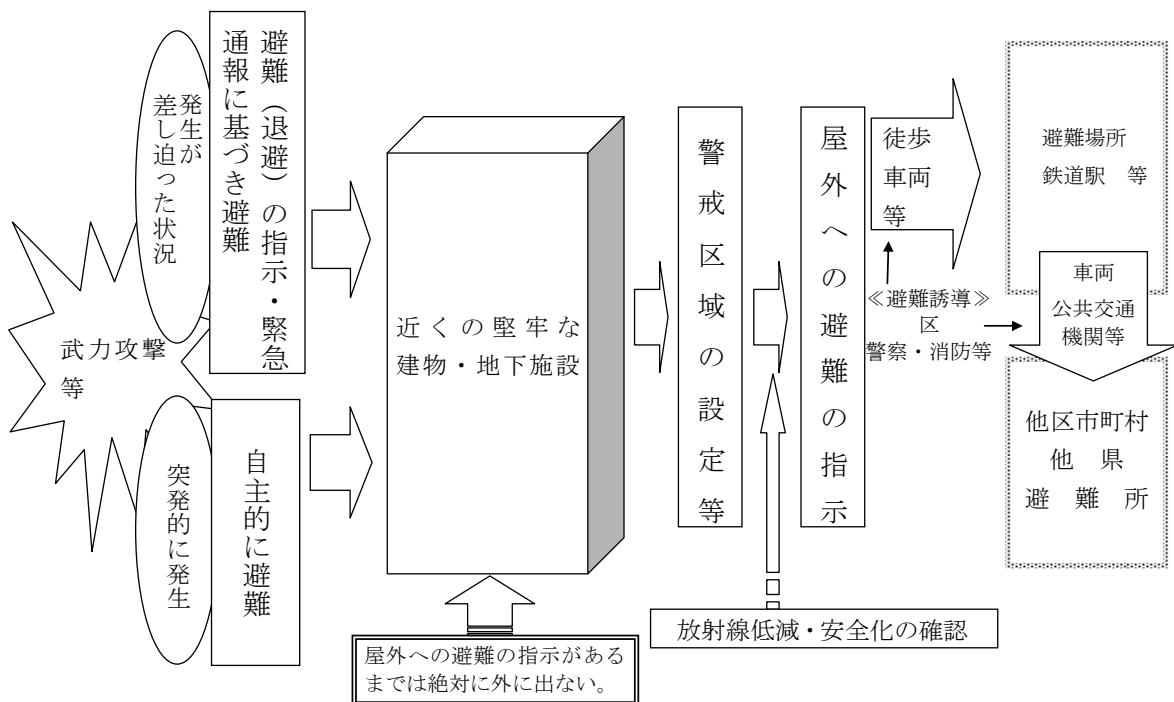
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

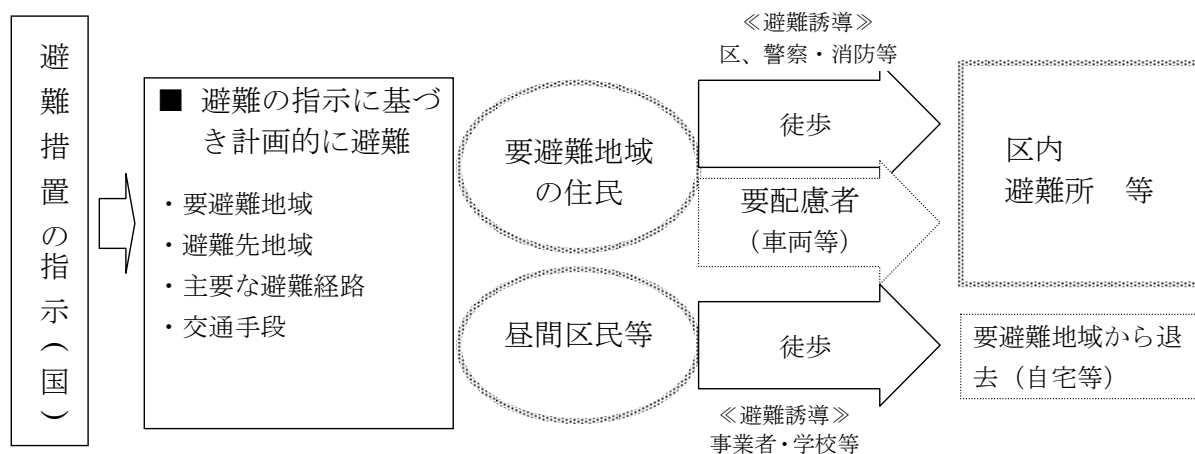
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等への避難の指示がなされる。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下を避け極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害地域・被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

③ 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を同一区内の避難所等まで誘導する。



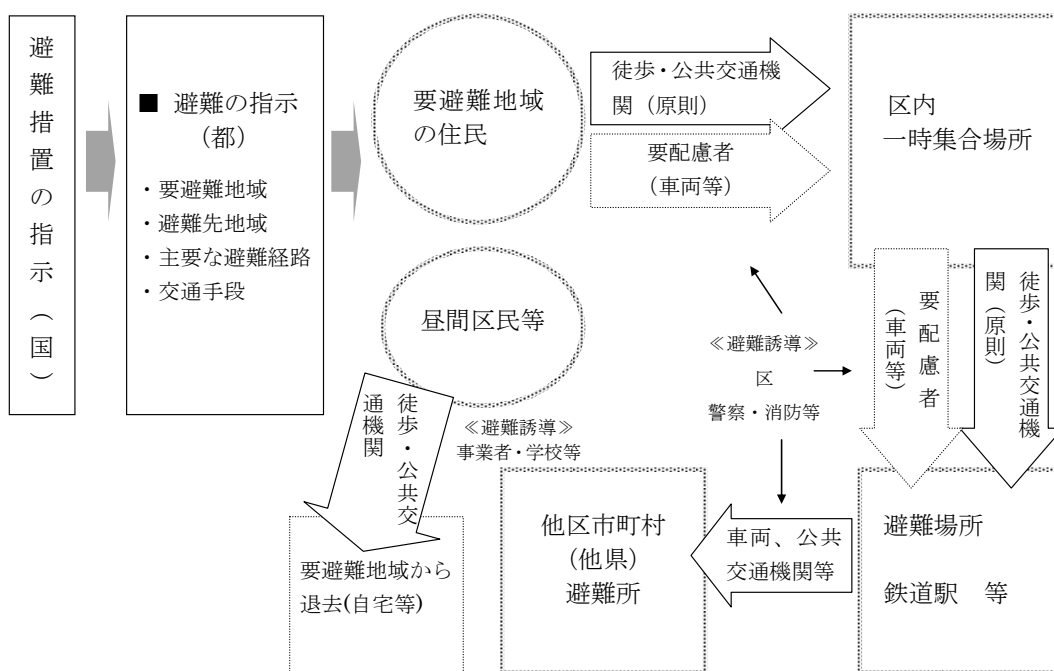
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

④ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である。一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、区や都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、具体的な対応を行う。

第6章 救援

第1節 救援の実施

(1) 救援の実施

区は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断した場合は、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断した場合は、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によって救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

【資料3-1 救援の程度及び方法の基準 資料編P7】参照

第4節 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所の開設

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所（高齢者、障害者、病弱者等の要配慮者に対し、介護などの必要なサービスを提供するための二次的な避難施設を含む）を開設する。

（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は、都が開設する。）

イ 避難所の管理・運営

区は、区の施設を避難所とする場合は、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

また、避難所運営については、要配慮者（女性や性の多様性等の視点を含む）への配慮に努める。

ウ 避難所運営本部の設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に避難所運営本部を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

避難所運営本部の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、以下の業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

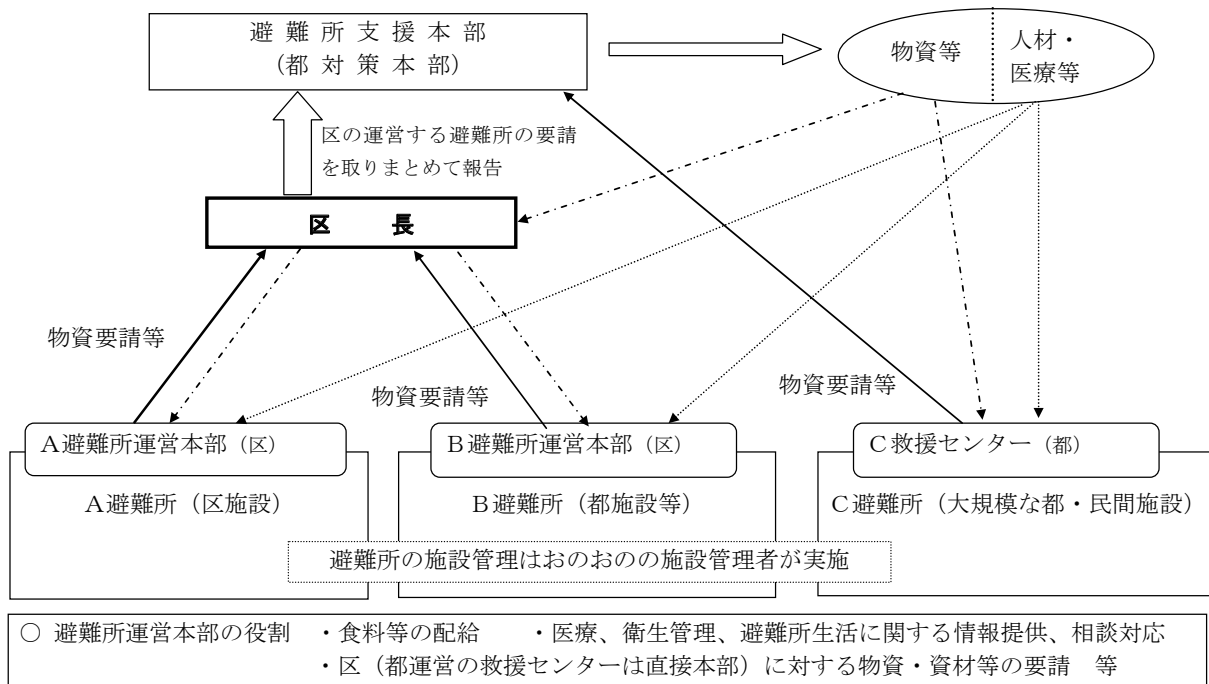
※都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

※避難所支援本部は、区等を通じて（都が運営する救援センターからは、直接物資要請が

なされる。)、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、以下の事項について、区による避難所運営を支援することとしている。

- ・ 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・ 応急医療の提供
- ・ 学用品の供給
- ・ 避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・避難所運営本部の役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合等において、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、小石川・文京区医師会等と連携し、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し以下の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて以下のとおり行う。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警察署、消防署が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基

準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し、都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

(9) 行方不明者等の捜索及び死体の処理

区は、警察署、消防署が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

また、警察等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警察等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

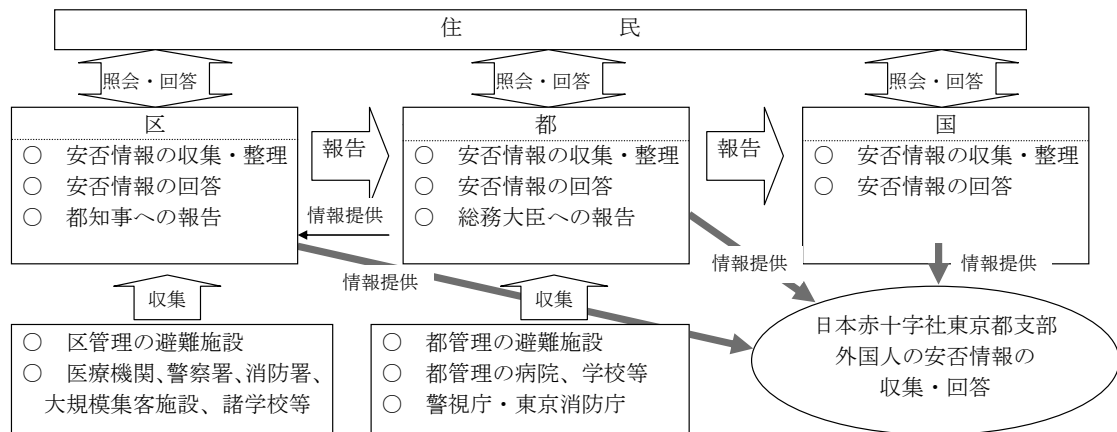
区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し、これらを除去する。

※都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



【資料3-3 安否情報省令 資料編P13】参照

(1) 安否情報の収集

① 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・ 区 …… 区管理の避難施設、区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・ 都 …… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

② 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を行うよう要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

③ 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(2) 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(3) 安否情報の照会の受付

① 安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【資料3-3 安否情報省令 様式第4号 資料編P18】参照

② 照会者の本人確認

ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

③ 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、②により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認める場合は、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意がある場合又は公益上特に必要があると認める場合は、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

【資料3-3 安否情報省令 様式第5号 資料編P19】参照

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

④ 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(4) 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があった場合は、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、(3)③④と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認める場合は、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

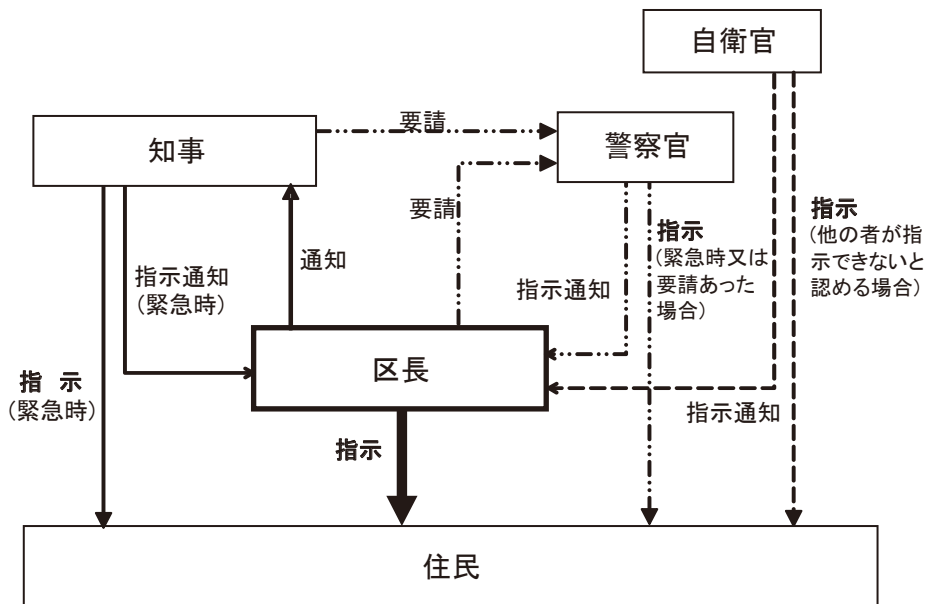
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認める場合は、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2節 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認める場合は、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次頁のとおり定める。

(1) 退避の指示

【退避の指示の概要】



① 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合は、住民に対し退避の指示を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃については、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合も想定されることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設け、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示 (例)】

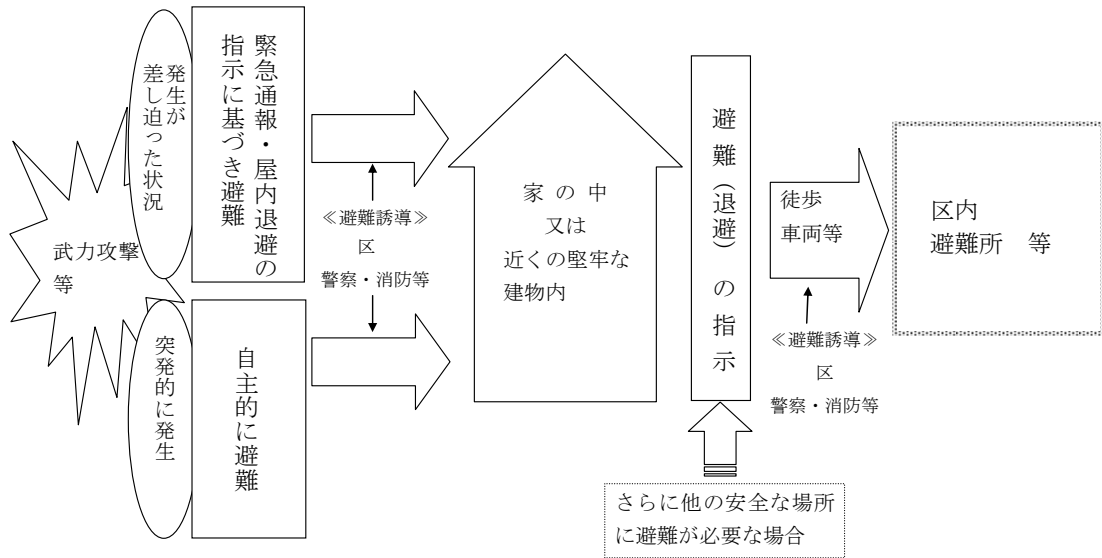
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△ (一時) 避難場所へ退避すること。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合には、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

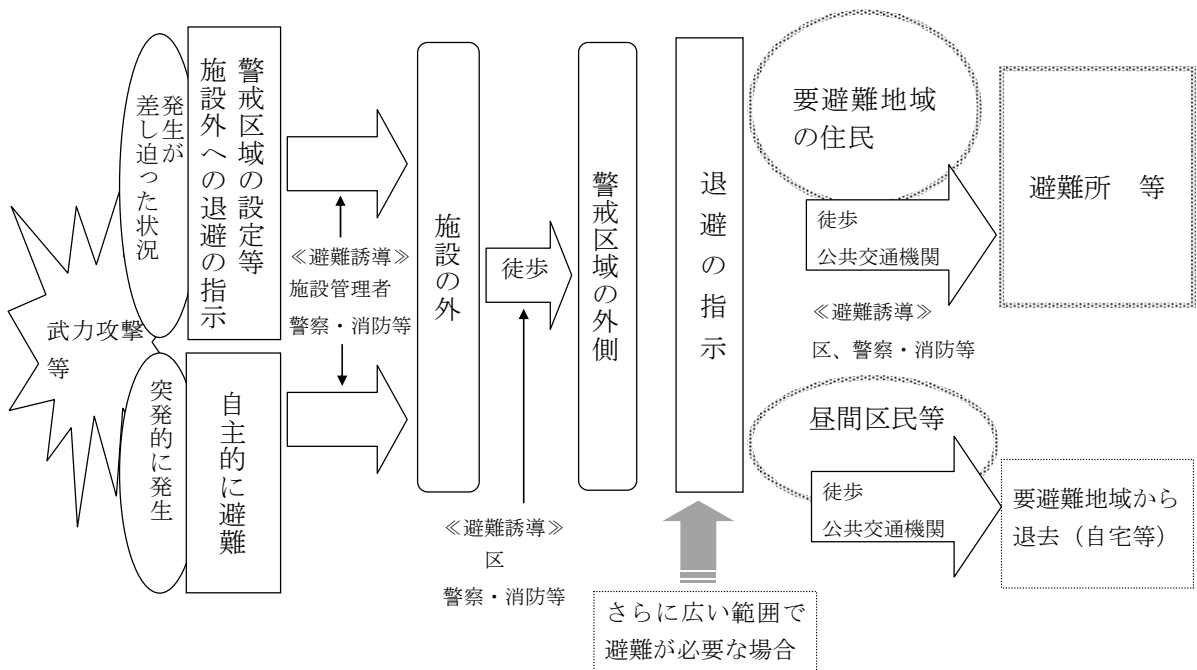
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられる場合は、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合に行う。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては、汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

② 退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行った場合は、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、当該地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に当たっては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。また、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、警戒区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める場合は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使

用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去した場合は、保管）

(4) 消防に関する措置等

① 区が行う措置

区長は、消防署による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、以下のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

③ 医療機関との連携

区は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について小石川・文京区医師会等と緊密な連携のとれた活動を行う。

④ 安全の確保

ア 区長は、武力攻撃災害への対処措置を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、警察・消防等との情報交換を行うとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせ

るとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3節 生活関連等施設等における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組みを促進する。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警察署、消防署、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令

区長は、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。））に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合は、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記イ及びウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※消防法第2条第7項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施する。

② 警備強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認める場合は、警備の強化を求める。また、区長は、①に掲げたアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理状況について報告を求める。

第4節 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

また、区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 応急措置の実施

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

区は、国、都、警察署、消防署等の関係機関とともに、区の保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

② 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

③ 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警察署、消防署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都等に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

④ 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置に協力する。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の危機管理課・防災課職員は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生部職員等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

※【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時点では、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、国・都等の関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

⑤ 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があった場合は、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する場合は、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要がある場合は、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合は、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要がある場合は、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

⑥ 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 区は、電話、FAX、電子メール、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 区は、情報収集に当たっては警察署、消防署等との連絡を密にする。
- ③ 区は、収集した被災情報の第一報を、都に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

※災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

- ④ 区は、第一報を都に報告した後も被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
文京区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 文京区△△A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
		重傷 (人)	軽傷 (人)			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都水道局等と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、都と協力し、栄養管理、栄養相談及び指導する。

第2節 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 区は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行った者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明した場合は、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）を参考として、防災計画に準じて処理する。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会、東京都及び関係事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第 1 節 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

第 2 節 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第 3 節 生活基盤等の確保

管理者として区は、道路等の公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合は、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めらる。

第2節 公共的施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合は、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生した場合は、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生した場合は、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断する場合は、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷した場合は、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん請求

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって区が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

第1章 初動対応力の強化

第2章 平時における警戒

第3章 発生時の対応

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対応

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

また、本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	放射性物質保有施設等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 区緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「区対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

※国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素及びテロ等の発生時、区と区の施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、当該区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

第1節 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- ① 区は、区内に多人数を収容するイベント施設、スポーツ施設があるため、これら大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合には、迅速に初動対処を行う必要がある。そのため、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」の取り組みを踏まえ、危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を最小化するため、区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、各警察署、関係行政機関、民間事業者等を連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ等の発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

※【地域版パートナーシップ】

各警察署において、「テロを許さない街づくり」をスローガンにテロ等を想定した合同訓練や、区民の理解と協力を呼びかける広報活動などを行っている。

(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ① 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区内に

所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区内に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

第2節 対応マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備

区は、都が作成する各種対応マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対応マニュアルを整備する。

(2) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して、都及び区が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

第3節 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、区内に多人数を収容するイベント施設、スポーツ施設があるため、これら大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合には、混乱を防ぎ、迅速かつ的確に初動対応を行う必要があり、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備し、強化していく。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する現地連絡調整所の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資機材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

第4節 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第5節 装備・資材の備蓄、調達

区は、NBCテロ等の発生時に、現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要と想定される装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

《備蓄又は調達する資材の例》

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

第6節 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

第7節 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、区は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

第1節 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

また、区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

第2節 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

第3節 警戒対応

(1) 警戒対応の強化

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて、区内に所在する本社ビル等を含む）に対して、警戒対応の強化を要請する。

(2) 警戒対応の基準

区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

また、国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

第1節 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び区対策本部の設置指示が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

また、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

※国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策協議会を開催するものとされている。

第2節 区対策本部の設置指定が行われていない場合

(1) 情報収集体制

区は、災害対策のしくみを活用して情報収集体制を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

(2) 関係機関への通報

区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む）に通報する。

(3) 区災害対策本部の設置

区は、区として迅速かつ的確に対処するため、区災害対策本部（政府による事

態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合)等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

第3節 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《区が設置する場合の参加要請先》

区の区域を管轄する警察、消防、自衛隊、医療機関等の現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

ア 避難の指示

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民等（必要に応じて

区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む) に対して、避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。

イ 避難誘導

区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会等・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

ウ 職員の携行品

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

ア 警戒区域の設定

区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の周知

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（区内に所在する・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む）に対して、警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して、警戒対応の更なる強化を促す。

第4節 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに新たな体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

《緊急対処事態における警報》

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に以下の事項に留意して対処する。

第1節 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

① 放射性物質保有施設

放射性物質保有施設等が破壊された場合、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障害が発生するとともに、建物・ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

② 可燃性ガス貯蔵施設

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

③ 危険物質積載船

危険物質積載船が爆破された場合、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して、警察等と連携した施設の警備強化を促す。

第2節 大規模集客施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者や混乱が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

区は、区内に多人数を収容するイベント施設、スポーツ施設がある現状から、連絡会議を開催し、関連施設の実態を把握するとともに、施設管理者との緊急連絡体制を整備し、連携を強化していく。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 施設管理者への要請

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

ア 警察等と連携した施設の警備強化

イ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持

ウ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 施設管理者への支援・助言等

区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

第3節 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

① ダーティボム

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたものであり、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

② 放射線による被害

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

③ 人心不安

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指

示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

区は、都の要請に基づき、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATによる除染済みの傷病者に対する、都が実施する緊急被ばく医療活動への協力を行う。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

ア 非汚染区域への避難誘導

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

イ 汚水処理

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

ウ 避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置に協力する。

第4節 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接区市町村との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区市町村との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び小石川・文京区医師会等と連携し、調査監視を実施する。

① 医療活動

区は、都の要請に基づき、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATによる除染済みの傷病者に対する、都が実施する医療活動への協力を行う。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

また、感染症の被害拡大防止のため、都及び小石川・文京区医師会等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

ア 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限

イ 感染範囲の把握

ウ 消毒

エ ワクチン接種

オ 健康監視

第5節 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初

は、原因物質の特定が困難である。

また、空気より重いサリン等の神経剤は、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

② 医療活動

区は、都の要請に基づき、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATによる除染済みの傷病者に対する、都が実施する医療活動への協力を行う。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

ア 非汚染区域への避難誘導

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

イ 汚水処理

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

第6節 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

また、爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ① 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ② 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

用語集

あ行

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素のこと。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報のこと。（国民保護法第94条第1項）
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムのこと。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能である。
NBC攻撃	「核兵器（Nuclear）」又は「生物剤（Biological）」若しくは「化学剤（Chemical）」を用いた兵器による攻撃のこと。
LGWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。 地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。国の省府間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。
応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償の下に物的な負担を求めること。

か行

用語	説明
緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））	内閣官房が整備している、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両のこと。

用語	説明
緊急通報	武力攻撃が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために都道府県知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報のこと。
警戒区域	武力攻撃が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために設定する、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、立入り制限若しくは禁止又は退去命令を行うことができる区域のこと。
国民保護協議会	都道府県又は区市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、都道府県知事又は区市町村長に意見を述べる諮問機関のこと。

さ行

用語	説明
サーバランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
指定行政機関	政令で定める次の機関のこと。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている機関のこと。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第7号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている機関のこと。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する機関のこと。（国民保護法第2条第2項）

用語	説明
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防火活動を実施することを目的に結成された組織のこと。</p> <p>なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防火活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。</p>
事態認定	<p>政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。</p>
ジュネーヴ諸条約	<p>1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。</p> <p>武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。</p>
全国瞬時警報システム（通称；J-ALERT（Jアラート））	<p>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。</p>

た行

用語	説明
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至った場合に政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。（緊急対処事態に至った場合に定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）</p>
ダーティボム	<p>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。核兵器に比べて小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p>

用語	説明
第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーブ諸条約を補完・拡充するジュネーブ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。</p> <p>これらは、1977年に作成されており、日本は、2004年8月31日（2005年2月28日発効）に加入している。</p>
東京DMAT	<p>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。</p> <p>DMAT：Disaster Medical Assistance Team</p>
トリアージ	<p>発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。</p>

は行

用語	説明
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。</p>
武力攻撃予測事態	<p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。</p>

や行

用語	説明
要配慮者	<p>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を有する者。高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方を想定している。</p>

文京区国民保護計画

[資料編]

目 次

1 実施体制

- 1 区対策本部の構成 1
- 2 通信連絡体制 3
- 3 被災情報の収集報告系統（無線系統図） 4

2 関係機関

- 1 関係機関 5

3 救援

- 1 救援の程度及び方法の基準 7
- 2 動物の保護等に関する通知 12
- 3 安否情報省令 13

4 特殊標章

- 1 特殊標章等交付要綱 20
- 2 特殊標章及び身分証明書 29

5 法令

- 1 国民保護法（抜粋） 30
- 2 事態対処法（抜粋） 42
- 3 文京区国民保護協議会条例 45
- 4 文京区国民保護対策本部条例 46

区対策本部の構成

部名等	班長、部長及び部長補佐		班又は部に属する行政組織
本部事務局	局長	危機管理室長	
	局長補佐	企画政策部長 総務部危機管理課長	
	総括班班長	総務部総務課長	総務部総務課 総務部危機管理課
	対策班班長	総務部防災課長	総務部防災課
	情報通信班班長	企画政策部企画課長	企画政策部企画課 企画政策部情報政策課
	広報班班長	企画政策部広報課長	企画政策部広報課
	庶務班班長	総務部職員課長	職員部職員課
国民保護 総務部	部長	総務部長	企画政策部財政課
	部長補佐	会計管理者 区議会事務局長	総務部総務課 施設管理部施設管理課（※1） 会計管理室 選挙管理委員会事務局 区議会事務局
国民保護 区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難・誘導部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局
国民保護 保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援 課長	子ども家庭部幼児保育課
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健サービスセンター

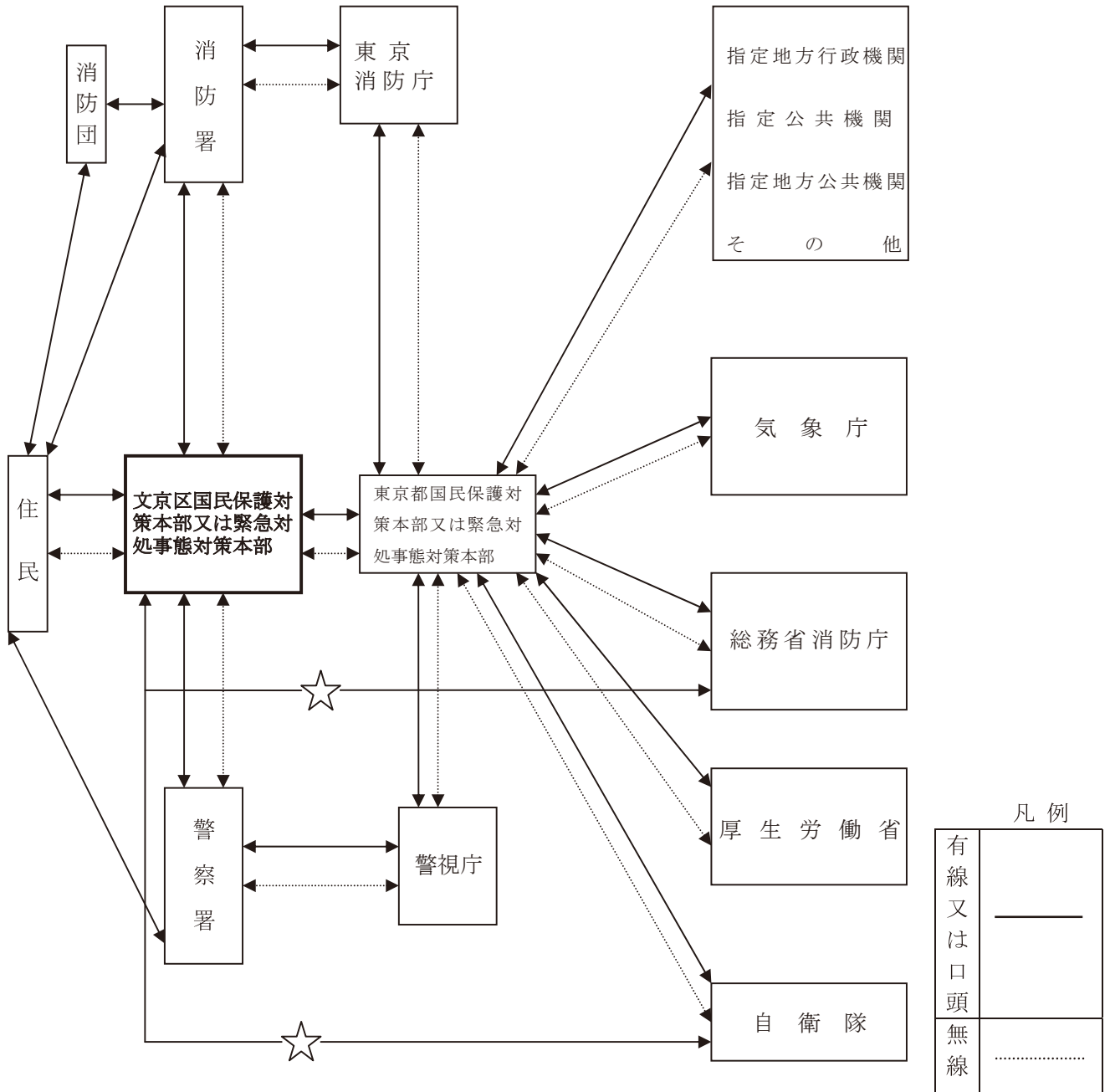
部名等	班長、部長及び部長補佐		班又は部に属する行政組織
国民保護 福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課 福祉部高齢福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	
国民保護 建築部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課 都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部施設管理課（※2）
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	
国民保護 土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課 土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
	部長補佐	土木部管理課長	
国民保護 教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課 教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	

（※1）平成29年4月1日以降は、「施設管理部施設管理課・施設管理部保全技術課」と読み替える。

（※2）平成29年4月1日以降は、「施設管理部整備技術課」と読み替える。

通信連絡体制

通信連絡系統図

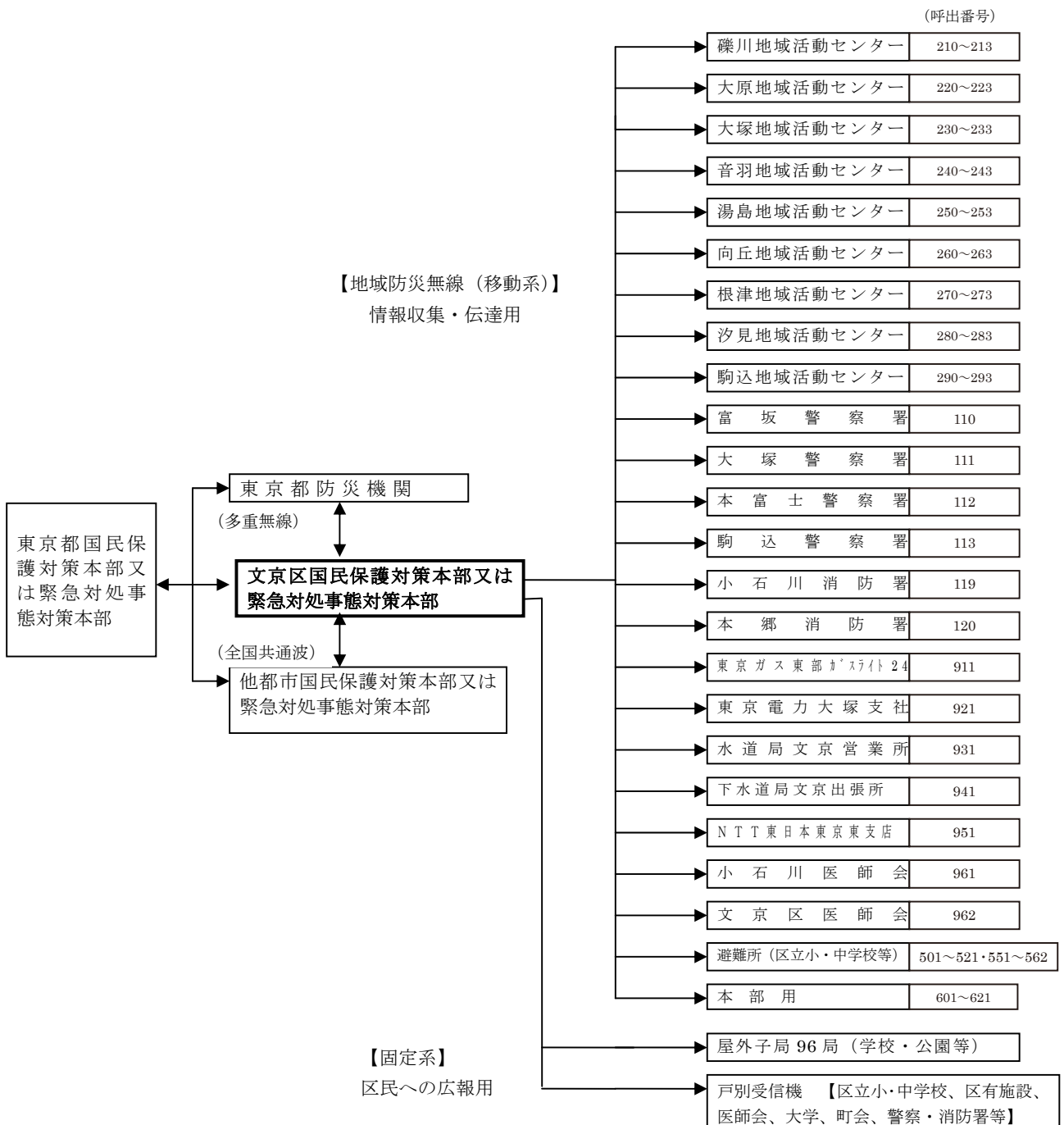


凡例	
有線 又は 口頭	——
無線

☆・・・被害の状況により都本部に報告できない場合

被災情報の収集報告系統（無線系統図）

無線系統図



関係機関

関係機関一覧

【指定行政機関など】

名称	担当部署	所在地
総務省消防庁 国民保護・防災部	国民保護室 国民保護運用室	〒100-8927 千代田区霞が関 2-1-2
国土交通省	東京国道事務所万世橋出張所	〒101-0021 千代田区外神田 1-1-14
陸上自衛隊第一師団	第 1 普通科連隊第 2 中隊	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1

【東京都】

名称	担当部署	所在地
総務局 総合防災部	防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
建設局 第六建設事務所	庶務課	〒120-0025 足立区千住東 2-10-10
交通局 巣鴨駅務管区		〒170-0002 豊島区巣鴨 3-27-7
水道局文京営業所	庶務課	〒113-0024 文京区西片 2-16-23
下水道局 北部下水道事務所	庶務課	〒111-0051 台東区蔵前 2-1-8

【警視庁】

名称	担当部署	所在地
警視庁第五方面本部		〒112-0003 文京区春日 1-5-12
富坂警察署	警備課	〒112-0002 文京区小石川 2-14-2
大塚警察署	警備課	〒112-0013 文京区音羽 2-12-26
本富士警察署	警備課	〒113-0033 文京区本郷 7-1-7
駒込警察署	警備課	〒113-0021 文京区本駒込 2-28-18

【東京消防庁】

名称	担当部署	所在地
第五消防方面本部		〒171-0021 豊島区西池袋 2-37-8
小石川消防署	警防課	〒113-0001 文京区白山 3-3-1
小石川消防団	本部	〒113-0001 文京区白山 3-3-1
本郷消防署	警防課	〒113-0033 文京区本郷 7-1-11
本郷消防団	本部	〒113-0033 文京区本郷 7-1-11

【指定公共機関など】

名称	担当部署	所在地
日本郵便株式会社 小石川郵便局	総務課	〒112-0002 文京区小石川 4-4-2
日本郵便株式会社 本郷郵便局	総務課	〒113-0033 文京区本郷 6-1-15
東日本電信電話株式会社 東京東支店	企画総務部	〒110-0005 台東区上野 5-24-11
東京電力パワーグリッド(株) 大塚支社	企画総括グループ	〒170-0004 豊島区北大塚 2-33-17
東京ガス(株) 東部支店	総務広報部	〒135-0003 江東区猿江 2-15-5
首都高速道路(株) 東京西局	総務・経理 グループ	〒102-0093 千代田区平河町 2-16-3
東京地下鉄(株) 後楽園駅務管区		〒112-0003 文京区春日 1-2-3
小石川医師会	事務局	〒112-0002 文京区小石川 5-6-9
文京区医師会	事務局	〒113-0022 文京区千駄木 2-26-8
小石川歯科医師会	事務局	〒112-0002 文京区小石川 4-20-3-101
文京区歯科医師会	事務局	〒113-0033 文京区本郷 5-29-13-308
文京区薬剤師会	事務局	〒112-0012 文京区大塚 4-39-13

救援の程度及び方法の基準

救援の程度及び方法の基準

根拠法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考	
I	収容施設の供与	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算	
		避難所	長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内 3 設置費 (基本額) 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,660,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可	

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考																		
II	炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,110円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																		
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																		
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具 ニ 光熱材料																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">季別</td> <td>夏</td> <td>18,400円以内</td> <td>23,700円以内</td> <td>34,900円以内</td> <td>41,800円以内</td> <td>53,000円以内</td> <td>7,800円以内</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400円以内</td> <td>39,500円以内</td> <td>55,000円以内</td> <td>64,300円以内</td> <td>80,900円以内</td> <td>11,100円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	季別	夏	18,400円以内	23,700円以内	34,900円以内	41,800円以内	53,000円以内	7,800円以内	冬	30,400円以内	39,500円以内
世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																
季別	夏	18,400円以内	23,700円以内	34,900円以内	41,800円以内	53,000円以内	7,800円以内																
	冬	30,400円以内	39,500円以内	55,000円以内	64,300円以内	80,900円以内	11,100円以内																
IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○救護班における実施が原則 ○急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可 ○次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護																		

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100 以内の額	○次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
V	被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
VI	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当たり 大人 210,400円以内 小人 168,300円以内	○死体の応急的処理程度のものを行う ○原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ又は骨箱
VII	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものに対して行うものであること。	1世帯当たり 576,000円以内	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○現物をもって実施

根拠法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
VIII	②	学用品の給与		1 教科書代 ○小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 ○小学校児童 1人当たり 4,300円 ○中学校生徒 1人当たり 4,600円 ○高等学校等生徒 1人当たり 5,000円	○避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○小学校児童・中学校生徒 盲、聾、養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 ○高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、盲、聾、養護学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒
		死体の搜索及び処理	死体の搜索	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
	死体の処理		武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）

根拠法令	救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
④	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当たり 134,800円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
	救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分

- ※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号、平成28年4月1日一部改正）」（以下「救援の程度及び基準」という。）において示されている内容を整理したものである。
- ※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- ※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。
- ※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

参 考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3号 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。

・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1 及び 2 に準ずるものとする。

安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則（平成17年3月28日総務省令第44号）（抄）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日総務省令第50号）（抄）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成27年9月16日総務省令第76号）（抄）

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 略

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住 所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

特殊標章等交付要綱

文京区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付に関し、基準、手続その他の必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、国民保護法の例による。

(制式)

第 3 条 特殊標章の制式は、別表のとおりとする。

(腕章等の交付)

第 4 条 区長は、国民保護法第 16 条の規定により国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を実施するときは、区の職員のうち、国民保護措置に係る業務を行う者に対し、別表に定める腕章及び帽章並びに身分証明書（別記様式第 1 号）（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者に対し、腕章等を交付することができる。

3 区長は、次に掲げる者が特殊標章等交付申請書（別記様式第 2 号）により申請した場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、腕章等を交付することができる。

(1) 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(2) 区長が実施する国民保護措置に協力する者

4 区長は、腕章等を交付したときは、特殊標章等交付台帳（別記様式第 3 号）に登録するものとする。

5 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用するときは、当該身分証明書を所持しなければならない。

(旗等の交付)

第 5 条 区長は、必要があると認めるときは、前条の規定により腕章等の交付を受けた者に対し、その業務又は協力のために使用する場所ごとに別表に定める旗を、車両、船舶、航空機等ごとに別表に定める車両章を交付するものとする。

2 前項の場合において、旗及び車両章の登録の手続は、前条第 4 項の規定を準用する。

(特殊標章の貸与)

第 6 条 区長は、国民保護措置に係る訓練を行うときは、第 4 条第 1 項の区の職員及び第 2 項各号に掲げる者に対し、特殊標章を貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第 7 条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要し、申請を待ついとまがないと認めるときは、第 4 条第 3 項の規定に関わらず、同項各号に掲げる者に対し、特殊標章を交付することができる。

2 前項の場合において、特殊標章の登録の手続は、第 4 条第 4 項の規定を準用する。

(特殊標章の再交付)

第8条 特殊標章の交付を受けた者は、次に掲げるときは、特殊標章再交付申請書(別記様式第4号)により速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けなければならない。

- (1) 汚損し、又は破損したとき。
- (2) 紛失したとき。

2 前項第1号の規定により特殊標章の再交付を受けた者は、汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第9条 身分証明書の交付を受けた者は、次に掲げるときは、身分証明書再交付申請書(別記様式第5号)により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けなければならない。

- (1) 汚損し、又は破損したとき。
- (2) 紛失したとき。
- (3) 記載事項に異動があったとき。

2 前項第1号又は第3号の規定により身分証明書の再交付を受けた者は、汚損し、若しくは破損し、又は記載事項に異動があった身分証明書を返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間)

第10条 次の各号に掲げる者の身分証明書の有効期間は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1項又は第2項の規定により身分証明書の交付を受けた者 国民保護措置に係る業務を解除されるまで
- (2) 第4条第3項の規定により身分証明書の交付を受けた者 武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要があると認めた期間

2 身分証明書の更新手続は、前条の規定を準用する。

(特殊標章及び身分証明書の返納)

第11条 前条第1項の規定により身分証明書が失効した者は、速やかに特殊標章等を返納しなければならない。

2 第6条の規定により特殊標章の貸与又は第7条の規定により特殊標章の交付を受けた者は、当該事由が終了したときは、速やかに特殊標章を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第12条 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る業務若しくは協力又は国民保護措置に係る訓練その他区長が必要があると認めたときを除き、特殊標章等を使用してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(周知)

第13条 区長は、特殊標章等の交付を受けた者に対し、その意義及び使用、管理等について説明を行い、周知を図るものとする。

(雑則)


第14条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

第15条 区における特殊標章等の交付に係る事務は、総務部危機管理課において行う。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	表示		制式
	表示の位置	形状	
腕章	左腕に表示する。		1 オレンジ色地に青色の正三角形とする。 2 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示する。		
旗	施設の平面においては展張、掲揚又は表示する。船舶においては、掲揚又は表示する。		
車両章	車両の両側面及び後面に表示する。		
	航空機の両側面に表示する。		

表



身 分 証 明 書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名／Name

生年月日／Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

.....
.....

交付等の年月日／Date of issue 証明書番号／No. of card

許可権者の署名／Signature of issuing authority

有効期限の満了日／Date of expiry

裏

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information		
血液型／Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

別記様式第2号(第4条関係)

特殊標章等交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

私は、文京区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第4条の規定により、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字).....	生年月日(西暦)年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦 4×横 3cm (身分証明書の 交付又は使用許 可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh 因子.....)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：	

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
文京区長 殿	
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ (印)	
1 旧特殊標章の種別及び登録番号	
2 再交付の理由 (汚損、破損若しくは紛失した日時・状況・理由)	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
文京区長 殿	
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ (印)	
1 旧身分証明書番号	
2 再交付の理由 (汚損、破損又若しくは紛失した日時・状況・理由又は異動事由)	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄



国民保護法第 1 5 8 条第 1 項の身分証明書

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副安危第321号各都道府県国民保護主管部長あて内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)3(3)②に定められる様式4]

[様式4]

表面

裏面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

資料5-1
国民保護法（抜粋）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

（平成16年6月18日法律第112号）
最終改正 平成27年9月30日法律第76号

第一章 総則 第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

- 一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- 四 運送及び通信に関する措置
- 五 国民の生活の安定に関する措置
- 六 被害の復旧に関する措置

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号の放送事業者をいう。以下同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由特に配慮しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

2 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。

第二節 国民の保護のための措置の実施

第十条～第十五条 (略)

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関(以下「市町村長等」という。)が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

第十七条～第十九条 (略)

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

第二十一条～第二十三条（略）

第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制

第二十四条～第二十六条（略）

（都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務）

- 第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置しなければならない。

2（略）

- 3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織）

第二十八条 1～3（略）

- 4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

- 5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

- 6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

7（略）

- 8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

（都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限）

第二十九条 1～4（略）

- 5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

- 6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあつては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあつては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

第三十条～第三十一条（略）

第四節 国民の保護に関する基本指針等

第三十二条～第三十四条（略）

（市町村の国民の保護に関する計画）

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第三十六条（略）

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

第三十七条～第三十八条（略）

（市町村協議会の設置及び所掌事務）

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

（市町村協議会の組織）

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六節 組織の整備、訓練等

第四十一条～第四十三条（略）

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等

第四十四条～第五十一条（略）

第二節 避難の指示等

第五十二条～第六十条（略）

第三節 避難住民の誘導

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

（市町村長による避難住民の誘導等）

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。

3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、当該消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができる。

5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委

託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。

- 6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六十三条～第六十九条（略）

（避難住民の誘導への協力）

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

- 3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

第七十一条～第七十三条（略）

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

第七十四条～第七十九条（略）

（救援への協力）

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

- 3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4（略）

（土地等の使用）

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第八十三条～第九十三条（略）

（市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

第九十五条～第九十六条（略）

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則

第九十七条～第一百一条（略）

第二節 応急措置等

第一百二条（略）

（危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止）

第一百三條 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第一百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律其他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

4～5（略）

第一百四條～第一百六條（略）

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第一百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）又は危険物質等による汚染（以下単に「汚染」という。）が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項前段の場合において、内閣総理大臣は、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請することができる。

3 (略)

第一百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

2 (略)

第一百九条～第一百十二条 (略)

(応急公用負担等)

第一百三十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

3～4 (略)

5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待つかとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

第百十四条（略）

（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力）

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

第百十六条～第百二十二条（略）

（保健衛生の確保への協力）

第百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、地方公共団体の長及びその職員は、その要請を受けて住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

第百二十四条～第百二十五条（略）

第三節 被災情報の収集等

第百二十六条～第百二十八条（略）

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置

第百二十九条～第百三十三条（略）

第二節 生活基盤等の確保に関する措置

第百三十四条～第百三十八条（略）

第三節 応急の復旧

第百三十九条～第百五十八条（略）

（損失補償等）

第百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）、第八十二条、第百十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、

同条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第二百五条第四項又は第二百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段（同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2～3（略）

（損害補償）

第一百六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第一百五十五条第一項又は第二百三十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第八十五条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

第一百六十一条～第一百七十四条（略）

（国民の権利利益の迅速な救済）

第一百七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

（以下略）

資料5-2
事態対処法（抜粋）

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立
並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（抜粋）

（平成15年6月13日法律第79号）
最終改正：平成27年9月30日法律第76号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。
- 五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。
- 七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- 八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

- (1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動
- (2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

- (1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置
- (2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

- (1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動
- (2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ニ 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

（武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念）

第三条 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2～7 略

（国の責務）

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

(国と地方公共団体との役割分担)

第七条 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針

三 対処措置に関する重要事項

(以下略)

文京区国民保護協議会条例

平成18年3月9日条例第5号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第四十条第八項の規定に基づき、文京区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会は、五十五人以内の委員をもって組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に五十五人以内の幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する者で構成する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

文京区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月9日条例第6号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条の規定に基づき、文京区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び文京区緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第二条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第三条 保護本部に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部の職員は、規則で定める。

(職務)

第四条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第五条 本部長は、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第二十八条第六項の規定により会議に出席させた者に意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第六条 法第二十八条第八項に規定する国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。
- 3 国民保護現地対策本部員その他の職員は、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急対処事態対策本部)

第八条 第二条から前条までの規定は、文京区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

文京区国民保護計画

平成 19 年 3 月発行

平成 29 年 3 月変更

編集・発行 文京区総務部危機管理室危機管理課
〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

印刷物番号 A0716006

再生紙を使用しています。